

地方分権に関する基本問題についての
調査研究会 報告書

(座長：堀場 勇夫)

令和6年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」が制定された。平成28年度以降も毎年度、一括法の制定により更なる事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が行われ、令和5年6月には「第13次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和5年度においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが五類感染症へと変更されたこと等を踏まえ、対面・リモートを併用する形式で研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和6年3月

一般財団法人 全国市町村振興協会
理事長 坂本 森 男
一般財団法人 自治総合センター
理事長 安田 充

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

令和5年5月現在

座長	堀場 勇夫	青山学院大学名誉教授
座長代理	中井 英雄	大阪経済法科大学国際学部教授
	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	木村 俊介	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科専任教授
	國崎 稔	愛知大学経済学部教授
	佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	宍戸 邦久	新潟大学経済科学部教授
	中里 透	上智大学経済学部准教授
	西川 雅史	青山学院大学経済学部教授
	橋本 恭之	関西大学経済学部教授
	花井 清人	成城大学経済学部教授
	林 正義	東京大学大学院経済学研究科教授
	福重 元嗣	大阪大学大学院経済学研究科教授
	御船 洋	中央大学名誉教授
	望月 正光	関東学院大学名誉教授

目 次

調査報告

- 地方自治体の少子化対策・人口減少対策・・・・・・・・・・3
- デジタル時代の地方税の課題とあり方・・・・・・・・・・39

調查報告

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

地方自治体の少子化対策・人口減少対策

2023年6月23日

(元)中央大学

御船 洋

・問題意識

- 日本では、人口減少、出生数の減少、婚姻件数減少が進んでいる。
- 多くの地方自治体(市区町村)でこうした減少傾向がみられる中、人口が増加している自治体、出生数が増加している自治体、婚姻件数が増加している自治体がある。
- こうした自治体はそれぞれいくつあって、それは具体的にどの市区町村か。
- 人口が増加している市区町村に共通する要因は何かあるのか。
- 国や地方自治体を実施してきた少子化対策、人口減少対策は有効だったか。
- 人口増加自治体には住民はどこから移動してきたのか。

・報告の内容

- ・ I 日本の総人口・出生数・婚姻件数の動向
- ・ II 都道府県の人口・出生数の推移
- ・ III 人口・出生数・婚姻件数が増加した市区町村数
- ・ IV 国の少子化対策の変遷
- ・ V 地域少子化対策重点推進交付金事業
- ・ VI 「地方創生」政策の振り返り
- ・ VII 地方自治体の人口増加要因
- ・ VIII 地方自治体人口の将来推計—『地方消滅』のフォローアップ
- ・ IX 結論

2

I

日本の総人口の推移(2005～2022年) (単位:千人)

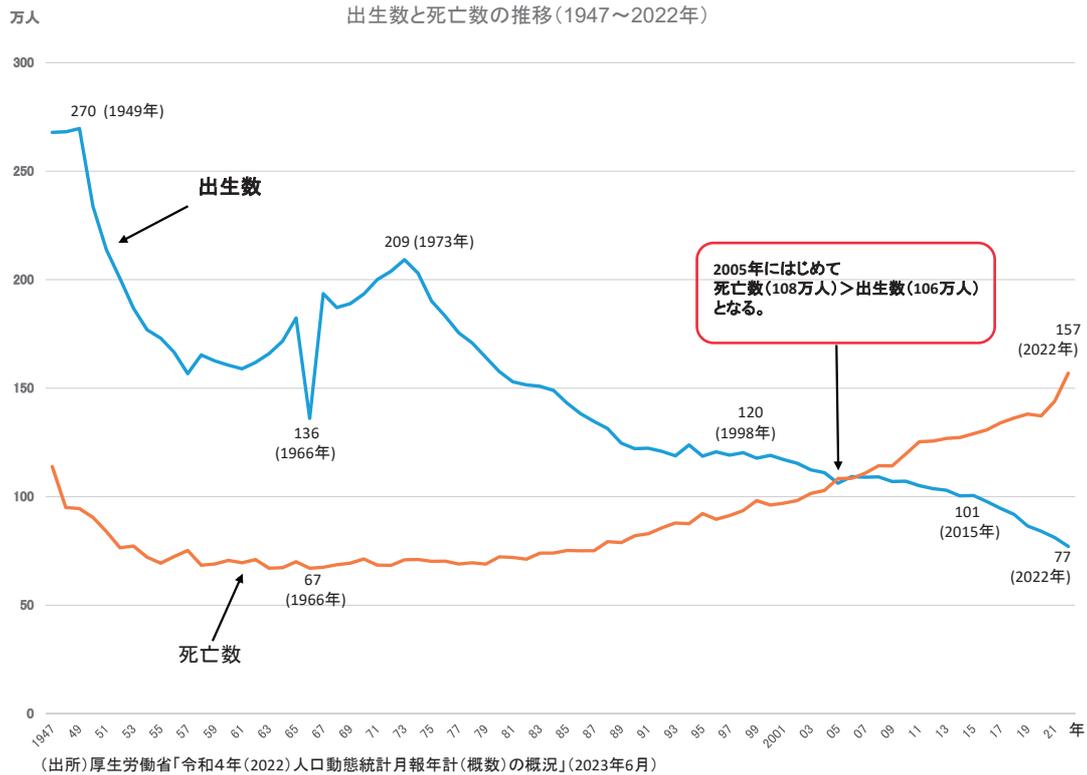
年	総人口	増減数	自然増減	社会増減	備考
2005	127,768	▲ 19	9	▲ 53	戦後初の減少
2006	127,901	133	1	1	
2007	128,033	132	▲ 2	4	
2008	128,084	51	▲ 35	▲ 45	総人口のピーク
2009	128,032	▲ 52	▲ 59	▲ 124	
2010	128,057	25	▲ 105	0	
2011	127,834	▲ 223	▲ 183	▲ 79	} 16年連続自然減 総人口は } 12年連続減少
2012	127,593	▲ 241	▲ 201	▲ 79	
2013	127,414	▲ 179	▲ 232	14	
2014	127,237	▲ 177	▲ 252	36	
2015	127,095	▲ 142	▲ 275	94	
2016	127,042	▲ 53	▲ 296	134	
2017	126,919	▲ 123	▲ 377	151	
2018	126,749	▲ 170	▲ 425	161	
2019	126,555	▲ 194	▲ 485	209	
2020	126,146	▲ 409	▲ 501	42	
2021	125,502	▲ 644	▲ 609	▲ 35	
2022	124,947	▲ 556	▲ 731	175	

(注) 増減数は、前年10月から当年9月までの増減数。2020年までの増減数には補間補正数

(国勢調査人口を基に算出した人口推計と、その次の国勢調査人口との差を各年に配分して算出したもの)を含む。このため、増減数は自然増減と社会増減の計に一致しない。

(出所) 総務省統計局「人口推計(2022年(令和4年)10月1日現在)結果の要約」

3



4

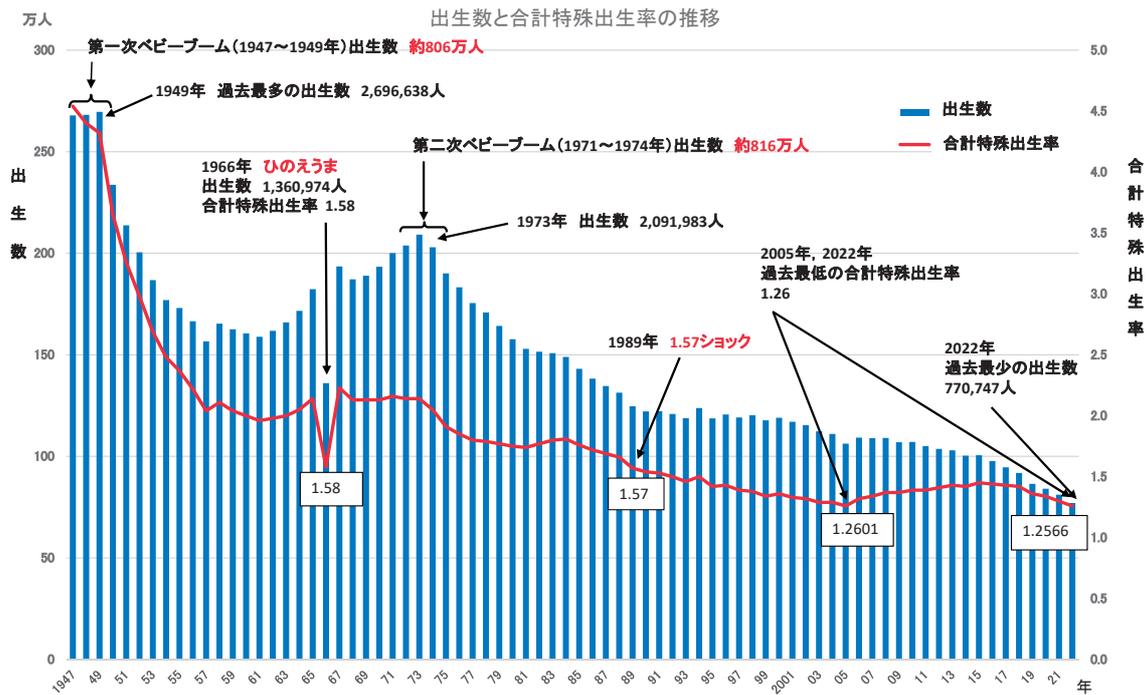
【余談】総務省統計局と厚生労働省とで「自然増減」の数値が異なるのはなぜ？
 →調査期間が異なるから。

- 総務省統計局: 前年10月～当年9月の自然増減, 厚生労働省: 暦年(当年1月～12月)の自然増減

自然増減数のちがいが(単位:千人, ▲はマイナス)

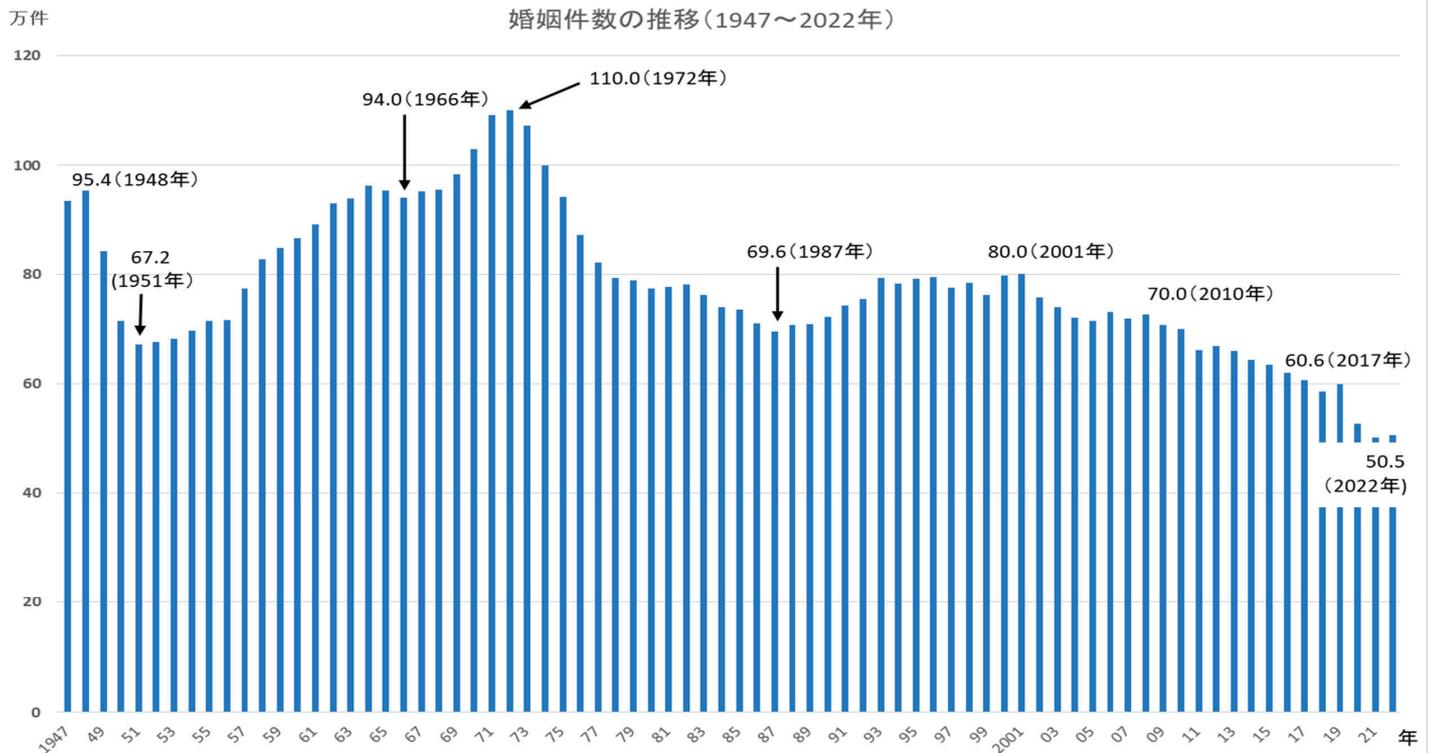
年	総務省	厚生労働省
2005	9	▲ 21
2006	1	8
2007	▲ 2	▲ 19
2008	▲ 35	▲ 51
2009	▲ 59	▲ 72
2010	▲ 105	▲ 126
2011	▲ 183	▲ 202
2012	▲ 201	▲ 219
2013	▲ 232	▲ 239
2014	▲ 252	▲ 269
2015	▲ 275	▲ 285
2016	▲ 296	▲ 331
2017	▲ 377	▲ 394
2018	▲ 425	▲ 444
2019	▲ 485	▲ 516
2020	▲ 501	▲ 532
2021	▲ 609	▲ 628
2022	▲ 731	▲ 798

5



(出所)厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計月報年計(概数)の概況」(2023年6月)の「結果の概要」図1に加筆。

6



(出所)厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計月報年計(概数)の概況」(2023年6月)

7

II

都道府県別人口の推移(2014~2022年) (単位:人, %。▲はマイナス)

都道府県名	2014年	2022年	増減数	増減率	都道府県名	2014年	2022年	増減数	増減率
東京都	13,202,037	13,794,933	592,896	4.5	奈良県	1,403,034	1,335,378	▲ 67,656	▲ 4.8
沖縄県	1,448,358	1,485,670	37,312	2.6	岐阜県	2,098,176	1,996,682	▲ 101,494	▲ 4.8
埼玉県	7,288,848	7,385,848	97,000	1.3	富山県	1,091,612	1,037,319	▲ 54,293	▲ 5.0
神奈川県	9,100,606	9,215,210	114,604	1.3	福井県	808,229	767,561	▲ 40,668	▲ 5.0
千葉県	6,247,860	6,310,875	63,015	1.0	北海道	5,463,045	5,183,687	▲ 279,358	▲ 5.1
愛知県	7,478,606	7,528,519	49,913	0.7	山梨県	861,615	816,340	▲ 45,275	▲ 5.3
福岡県	5,118,813	5,108,507	▲ 10,306	▲ 0.2	大分県	1,197,854	1,131,140	▲ 66,714	▲ 5.6
滋賀県	1,421,779	1,415,222	▲ 6,557	▲ 0.5	宮崎県	1,142,486	1,078,313	▲ 64,173	▲ 5.6
大阪府	8,878,694	8,800,753	▲ 77,941	▲ 0.9	鹿児島県	1,702,791	1,605,419	▲ 97,372	▲ 5.7
宮城県	2,329,439	2,268,355	▲ 61,084	▲ 2.6	鳥取県	587,067	551,806	▲ 35,261	▲ 6.0
京都府	2,585,904	2,511,494	▲ 74,410	▲ 2.9	島根県	711,364	666,331	▲ 45,033	▲ 6.3
兵庫県	5,655,361	5,488,605	▲ 166,756	▲ 2.9	愛媛県	1,436,527	1,341,539	▲ 94,988	▲ 6.6
広島県	2,876,300	2,788,687	▲ 87,613	▲ 3.0	福島県	1,976,096	1,841,244	▲ 134,852	▲ 6.8
石川県	1,163,380	1,124,501	▲ 38,879	▲ 3.3	新潟県	2,354,872	2,188,469	▲ 166,403	▲ 7.1
栃木県	2,010,272	1,942,494	▲ 67,778	▲ 3.4	徳島県	782,342	726,729	▲ 55,613	▲ 7.1
岡山県	1,945,208	1,879,280	▲ 65,928	▲ 3.4	山口県	1,443,146	1,340,458	▲ 102,688	▲ 7.1
茨城県	2,993,638	2,890,377	▲ 103,261	▲ 3.4	長崎県	1,424,533	1,320,055	▲ 104,478	▲ 7.3
群馬県	2,019,687	1,943,667	▲ 76,020	▲ 3.8	和歌山県	1,012,236	935,084	▲ 77,152	▲ 7.6
静岡県	3,803,481	3,658,375	▲ 145,106	▲ 3.8	岩手県	1,311,367	1,206,479	▲ 104,888	▲ 8.0
熊本県	1,825,686	1,747,513	▲ 78,173	▲ 4.3	高知県	754,275	693,369	▲ 60,906	▲ 8.1
香川県	1,010,028	964,885	▲ 45,143	▲ 4.5	山形県	1,151,318	1,056,682	▲ 94,636	▲ 8.2
三重県	1,868,860	1,784,968	▲ 83,892	▲ 4.5	青森県	1,367,858	1,243,081	▲ 124,777	▲ 9.1
佐賀県	852,285	812,193	▲ 40,092	▲ 4.7	秋田県	1,070,226	956,836	▲ 113,390	▲ 10.6
長野県	2,160,814	2,056,970	▲ 103,844	▲ 4.8	合計	128,438,013	125,927,902	▲ 2,510,111	▲ 2.0

(注)人口は各年1月1日現在の数値。

(出所)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」。

都道府県別出生数の推移(2013~2021年) (単位:人, %。▲はマイナス)

都道府県名	2013年	2021年	増減数	増減率	都道府県名	2013年	2021年	増減数	増減率
東京都	112,316	98,656	▲ 13,660	▲ 12.2	徳島県	5,670	4,384	▲ 1,286	▲ 22.7
沖縄県	17,236	14,689	▲ 2,547	▲ 14.8	香川県	8,152	6,294	▲ 1,858	▲ 22.8
大阪府	73,052	61,197	▲ 11,855	▲ 16.2	三重県	14,896	11,477	▲ 3,419	▲ 23.0
福岡県	46,179	38,078	▲ 8,101	▲ 17.5	石川県	9,538	7,340	▲ 2,198	▲ 23.0
愛知県	68,463	56,156	▲ 12,307	▲ 18.0	長崎県	11,582	8,898	▲ 2,684	▲ 23.2
岡山県	16,318	13,252	▲ 3,066	▲ 18.8	大分県	9,625	7,378	▲ 2,247	▲ 23.3
佐賀県	7,296	5,912	▲ 1,384	▲ 19.0	長野県	16,492	12,633	▲ 3,859	▲ 23.4
福井県	6,532	5,292	▲ 1,240	▲ 19.0	奈良県	10,222	7,806	▲ 2,416	▲ 23.6
千葉県	49,192	39,805	▲ 9,387	▲ 19.1	広島県	24,918	18,941	▲ 5,977	▲ 24.0
島根県	5,543	4,481	▲ 1,062	▲ 19.2	北海道	38,372	28,934	▲ 9,438	▲ 24.6
埼玉県	58,577	47,143	▲ 11,434	▲ 19.5	愛媛県	10,757	8,067	▲ 2,690	▲ 25.0
山梨県	6,281	5,039	▲ 1,242	▲ 19.8	山口県	10,718	8,008	▲ 2,710	▲ 25.3
神奈川県	75,655	60,551	▲ 15,104	▲ 20.0	茨城県	22,648	16,920	▲ 5,728	▲ 25.3
熊本県	15,978	12,736	▲ 3,242	▲ 20.3	栃木県	15,808	11,771	▲ 4,037	▲ 25.5
京都府	20,319	16,123	▲ 4,196	▲ 20.7	岐阜県	16,346	12,144	▲ 4,202	▲ 25.7
鹿児島県	14,649	11,621	▲ 3,028	▲ 20.7	福島県	14,473	10,721	▲ 3,752	▲ 25.9
富山県	7,845	6,178	▲ 1,667	▲ 21.2	新潟県	17,198	12,693	▲ 4,505	▲ 26.2
滋賀県	13,235	10,379	▲ 2,856	▲ 21.6	宮城県	18,989	13,854	▲ 5,135	▲ 27.0
兵庫県	46,217	36,214	▲ 10,003	▲ 21.6	静岡県	30,834	22,429	▲ 8,405	▲ 27.3
鳥取県	4,768	3,714	▲ 1,054	▲ 22.1	山形県	8,182	5,929	▲ 2,253	▲ 27.5
群馬県	15,180	11,812	▲ 3,368	▲ 22.2	青森県	9,125	6,502	▲ 2,623	▲ 28.7
高知県	5,304	4,119	▲ 1,185	▲ 22.3	秋田県	6,180	4,358	▲ 1,822	▲ 29.5
宮崎県	9,855	7,647	▲ 2,208	▲ 22.4	岩手県	9,232	6,500	▲ 2,732	▲ 29.6
和歌山県	7,171	5,547	▲ 1,624	▲ 22.6	全国	1,043,118	830,322	▲ 212,796	▲ 20.4

(注)出生数は各年1月1日~12月31日の数値。

(出所)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」。

III

2014～2022年に人口が増えた市区町村の都道府県別内訳

(単位: 団体, %)

都道府県名	市	区	町	村	合計	全自治体数	割合	都道府県名	市	区	町	村	合計	全自治体数	割合
北海道	3		3	1	7	179	3.9	滋賀県	4		1		5	19	26.3
青森県			2		2	40	5.0	京都府	4		1		5	26	19.2
岩手県	1		1		2	33	6.1	大阪府	8		1		9	43	20.9
宮城県	4		2	1	7	35	20.0	兵庫県	3				3	41	7.3
秋田県						25		奈良県	2		2		4	39	10.3
山形県	1				1	35	2.9	和歌山県	1		2		3	30	10.0
福島県				2	2	59	3.4	鳥取県				1	1	19	5.3
茨城県	5		1		6	44	13.6	島根県				1	1	19	5.3
栃木県	3				3	25	12.0	岡山県	1		1		2	27	7.4
群馬県	2		2		4	35	11.4	広島県	2		2		4	23	17.4
埼玉県	20		3		23	63	36.5	山口県	1				1	19	5.3
千葉県	15				15	54	27.8	徳島県			2		2	24	8.3
東京都	17	23		1	41	62	66.1	香川県			1		1	17	5.9
神奈川県	9		2		11	33	33.3	愛媛県						20	
新潟県						30		高知県						34	
富山県				1	1	15	6.7	福岡県	11		8		19	60	31.7
石川県	4				4	19	21.1	佐賀県	1		2		3	20	15.0
福井県	1				1	17	5.9	長崎県	1		1		2	21	9.5
山梨県	1		2	1	4	27	14.8	熊本県	1		3		4	45	8.9
長野県			2	2	4	77	5.2	大分県						18	
岐阜県	2		2		4	42	9.5	宮崎県			1		1	26	3.8
静岡県	1		1		2	35	5.7	鹿児島県	1			2	3	43	7.0
愛知県	20		9	1	30	54	55.6	沖縄県	10		8	8	26	41	63.4
三重県			3		3	29	10.3	合計	160	23	71	22	276	1,741	15.9
								全自治体数	792	23	743	183	1,741		
								割合	20.2	100.0	9.6	12.0	15.9		

(注)人口は各年1月1日現在の数値。

(出所)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」。

10

2013～2021年に出生数が増えた市区町村の都道府県別内訳

(単位: 団体, %)

都道府県名	市	区	町	村	合計	全自治体数	割合	都道府県名	市	区	町	村	合計	全自治体数	割合
北海道	1		11	2	14	179	7.8	滋賀県					3	19	
青森県			1		1	40	2.5	京都府	1		2		3	26	11.5
岩手県						33		大阪府	2		2		4	43	9.3
宮城県			1		1	35	2.9	兵庫県	1				1	41	2.4
秋田県						25		奈良県				5	5	39	12.8
山形県						35		和歌山県			1	1	2	30	6.7
福島県			1	2	3	59	5.1	鳥取県				1	1	19	5.3
茨城県	1				1	44	2.3	島根県				1	3	19	15.8
栃木県						25		岡山県			3		3	27	11.1
群馬県			2		2	35	5.7	広島県						23	
埼玉県			2		2	63	3.2	山口県						19	
千葉県	2		1		3	54	5.6	徳島県			1		1	24	4.2
東京都		7		2	9	62	14.5	香川県			2		2	17	11.8
神奈川県			1	1	2	33	6.1	愛媛県			1		1	20	5.0
新潟県			1		1	30	3.3	高知県	1		1	2	4	34	11.8
富山県				1	1	15	6.7	福岡県	1		3		4	60	6.7
石川県	1				1	19	5.3	佐賀県			3		3	20	15.0
福井県			1		1	17	5.9	長崎県						21	
山梨県			1	1	2	27	7.4	熊本県			2		2	45	4.4
長野県			3	6	9	77	11.7	大分県	1				1	18	5.6
岐阜県			1		1	42	2.4	宮崎県			1	1	2	26	7.7
静岡県						35		鹿児島県	1		1	2	4	43	9.3
愛知県						54		沖縄県	1		1	5	7	41	17.1
三重県			2		2	29	6.9	合計	14	7	56	32	109	1,741	6.3
								全自治体数	792	23	743	183	1,741		
								割合	1.8	30.4	7.5	17.5	6.3		

(出所)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」。

11

2013～2020年に婚姻件数が増えた市区町村の都道府県別内訳

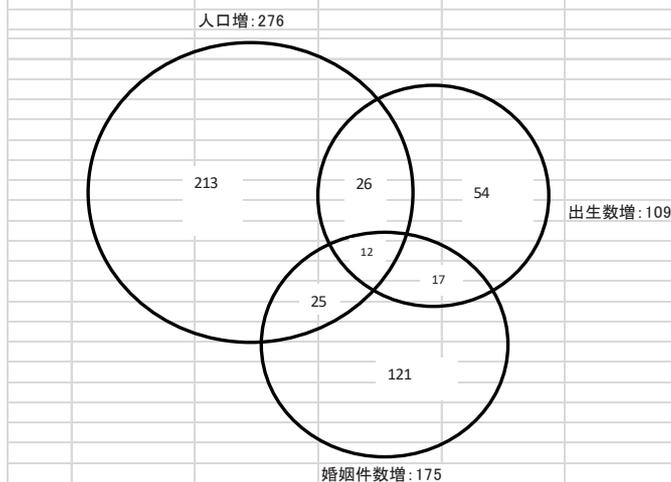
(単位:件,%)

都道府県名	市	区	町	村	合計	全自治体数	割合	都道府県名	市	区	町	村	合計	全自治体数	割合
北海道*	2		43	5	50	179	27.9	滋賀県			1		1	19	5.3
青森県*			2	1	3	40	7.5	京都府	1		1		2	26	7.7
岩手県			1	1	2	33	3.0	大阪府			1		2	43	4.7
宮城県			2	1	3	35	8.6	兵庫県	1		1		2	41	4.9
秋田県*	1				1	25	4.0	奈良県				4	4	39	10.3
山形県*	1		2		3	35	8.6	和歌山県*			4		4	30	13.3
福島県			1	2	3	59	5.1	鳥取県			2		2	19	10.5
茨城県**	2		1	1	3	44	6.8	島根県*			2	1	3	19	15.8
栃木県*			2		2	25	8.0	岡山県*			2	1	3	27	11.1
群馬県*			5	1	6	35	17.1	広島県			1		1	23	4.3
埼玉県						63		山口県	1				1	19	5.3
千葉県	1		1		2	54	3.7	徳島県						24	
東京都	1	2	1	3	7	62	11.3	香川県*			1		1	17	5.9
神奈川県	1		2		3	33	9.1	愛媛県**	1		3		4	20	20.0
新潟県				2	2	30	6.7	高知県	1		4	1	6	34	17.6
富山県						15		福岡県*	2		4	1	7	60	11.7
石川県	3				3	19	15.8	佐賀県			1		1	20	5.0
福井県						17		長崎県*	1		2		3	21	14.3
山梨県			3	2	5	27	18.5	熊本県*	1		1	1	3	45	6.7
長野県*	2		5	9	16	77	20.8	大分県			1		1	18	5.6
岐阜県			1		1	42	2.4	宮崎県*			1		1	26	3.8
静岡県			1		1	35	2.9	鹿児島県			3		3	43	7.0
愛知県						54		沖縄県			3		3	41	7.3
三重県	1		1		2	29	6.9	合計	25	2	112	36	175	1,741	10.1
								全自治体数	792	23	743	183	1,741		
								割合	3.2	8.7	15.1	19.7	10.1		

(注)県名に*が付いている県の数値は2013年と2019年の比較によるもの。
 県名に**が付いている県の数値は2013年と2018年の比較によるもの。
 (出所)各都道府県が公表している市区町村別人口動態統計。

12

2013年よりも現在の人口、婚姻件数、出生者数が増えた市区町村数



(注)1. 人口は2014年1月1日と2022年1月1日の比較による。
 2. 婚姻件数は2013年と2020年の比較による。ただし、以下の15の道県の市町村は2013年と2019年の比較による。北海道、青森県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、長野県、和歌山県、島根県、岡山県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県。また、茨城県と愛媛県の市町村は2013年と2018年の比較による。
 3. 出生数は2013年と2021年の比較による。
 4. 利用したデータは以下の資料から採取した。
 人口および出生数:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年)。
 婚姻件数:各都道府県の(市区町村別)人口動態統計(各年)。
 (出所)筆者作成。

13

2013～2021年に人口、出生数、婚姻件数のいずれかが増加した市区町村数

	ケース			市	区	町	村	合計	割合(%)
	人口	出生数	婚姻件数						
1	増加	増加	増加	4	2	4	2	12	0.7
2	増加	増加	減少	6	5	8	7	26	1.5
3	増加	減少	増加	7		15	3	25	1.4
4	増加	減少	減少	143	16	43	11	213	12.2
5	減少	増加	増加			12	5	17	1.0
6	減少	増加	減少	4		31	19	54	3.1
7	減少	減少	増加	14		80	27	121	7.0
8	減少	減少	減少	614		550	109	1,273	73.1
合計				792	23	743	183	1,741	100.0

(出所)筆者作成。

14

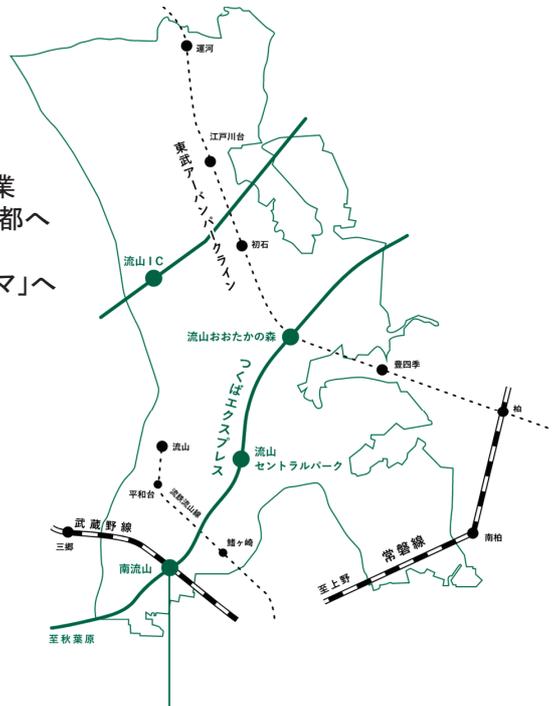
人口増＋出生数増＋婚姻件数増の市区町村 (2013～2021年)

自治体名	2022年1月1日 現在の人口	自然増減	社会増	(単位:人, 件。▲はマイナス)		
				人口増	出生数増	婚姻件数増
北海道東神楽町	10,110	▲ 250	310	60	3	9
北海道東川町	8,390	▲ 433	875	442	7	4
茨城県つくば市	246,541	4,505	23,172	27,677	4	21
千葉県流山市	204,512	4,234	30,492	34,726	402	323
東京都千代田区	67,049	1,812	11,077	12,889	150	52
東京都台東区	203,709	▲ 3,089	19,006	15,917	99	101
石川県かほく市	35,854	▲ 692	1,466	774	37	7
京都府大山崎町	16,437	195	805	1,000	45	1
島根県知夫村	624	▲ 41	68	27	1	4
福岡県福津市	67,851	▲ 46	9,870	9,824	123	76
福岡県筑前町	30,105	▲ 592	1,195	603	24	21
熊本県嘉島町	9,891	38	796	834	16	6 ¹⁵



流山市の場所

2005年につくばエクスプレス(TX)開業を機に人口急増→「千葉都民」(東京都への通勤者)増加
「千葉のチベット」から「千葉のニコタマ」へ



 秋葉原駅まで最速20分・東京駅まで最速23分
※南流山駅から(乗車時間のみ)

流山市の少子化対策…「母になるなら，流山市。」「父になるなら，流山市。」

- **送迎保育ステーション**…流山おおたかの森駅(2007年～)と南流山駅(2008年～)に設置。朝，親が子どもを預ける→送迎バスで市内各所の保育所に子どもを送り届ける→夕方，送迎バスで保育所から子どもを送迎保育ステーションまで送る→仕事帰りに親が迎えに来て連れ帰る(料金1日100円，1か月最大2000円)
- 保育所の増設…17か所(2010年)→100か所(2022年)
- 保育士の待遇改善…「処遇改善」補助金(毎月4万3000円)，「就労奨励金」(最大30万円，2020年度で終了)，家賃補助(最大6万7000円)
- 特別なケアが必要な子どもを預かるために加配保育士を置いている保育所…60か所以上

18

2014～2021年の流山市の人口移動

年	転入超過			転入超過合計(a)+(b)
	県外からの転入超過(a)	県内からの転入超過(b)	東京都からの転入超過	
2014	1,666	721	500	2,387
2015	2,350	639	729	2,989
2016	2,654	928	1,042	3,582
2017	3,096	813	1,241	3,909
2018	4,726	896	1,453	5,622
2019	3,188	1,165	1,194	4,353
2020	3,181	886	1,401	4,067
2021	3,316	573	1,984	3,889

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

流山市の転入超過者の主な前住地

2014年	人数	2018年	人数	2021年	人数
松戸市	188	松戸市	404	松戸市	314
柏市	152	足立区	230	足立区	285
野田市	98	市川市	200	江東区	185
足立区	92	江戸川区	142	江戸川区	156
市川市	81	葛飾区	126	横浜市	146
横浜市	72	横浜市	121	市川市	143
つくば市	62	つくば市	118	葛飾区	143
江戸川区	54	江東区	109	墨田区	121
船橋市	52	川崎市	106	大田区	115
さいたま市	52	杉並区	87	船橋市	107
川崎市	36	仙台市	84	世田谷区	103
我孫子市	32	名古屋	81	荒川区	101
千葉市	26	川口市	80	八潮市	97

千葉県の市

東京都特別区

つくば市の少子化対策

- 2012年度から市内全小・中学校において、小中一貫教育を開始。ICT教育の充実に注力。
- 幼児2人同乗用自転車購入費補助事業：小学校就学前の児童が2人以上いる家庭には20,000円を上限(4万未満の場合はその1/2)とした補助。
- あかちゃんの駅：乳幼児を抱える子育て家庭を応援する取り組みの一環として、外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができるような施設を「つくば市あかちゃんの駅」として登録し、利用できる仕組み。
- 子どもの学習塾代助成金：生活保護又は就学援助を受給している世帯の負担を軽減するため、学習塾の利用にかかる授業料の一部を助成。7～9年生(中学1～3年生)を対象に年間20名まで月額5,000円を上限に補助する制度。

2014～2021年のつくば市の人口移動

(単位：人、▲はマイナス)

年	県外からの転入超過 (a)	県内からの転入超過 (b)	東京都からの転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	721	1,005	▲ 402	1,726
2015	1,893	1,669	▲ 432	3,562
2016	2,033	1,461	▲ 239	3,494
2017	2,136	1,508	▲ 75	3,644
2018	2,711	1,939	▲ 319	4,650
2019	3,154	2,228	▲ 269	5,382
2020	4,052	1,876	362	5,928
2021	4,643	1,526	770	6,169

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」。

つくば市への転入超過者の主な前住地

2014年		2018年		2021年	
元の住所	人数	元の住所	人数	元の住所	人数
土浦市	200	水戸市	217	水戸市	138
水戸市	128	常総市	173	つくばみらい市	111
常総市	95	つくばみらい市	135	石岡市	101
下妻市	83	取手市	120	取手市	94
筑西市	79	土浦市	105	松戸市	93
かすみがうら市	49	下妻市	102	牛久市	89
石岡市	46	坂東市	100	江東区	86
ひたちなか市	31	牛久市	95	さいたま市	85
守谷市	28	ひたちなか市	79	横浜市	84
千葉市	25	筑西市	76	柏市	84

(注) 黄色の都市は茨城県の都市。

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成。

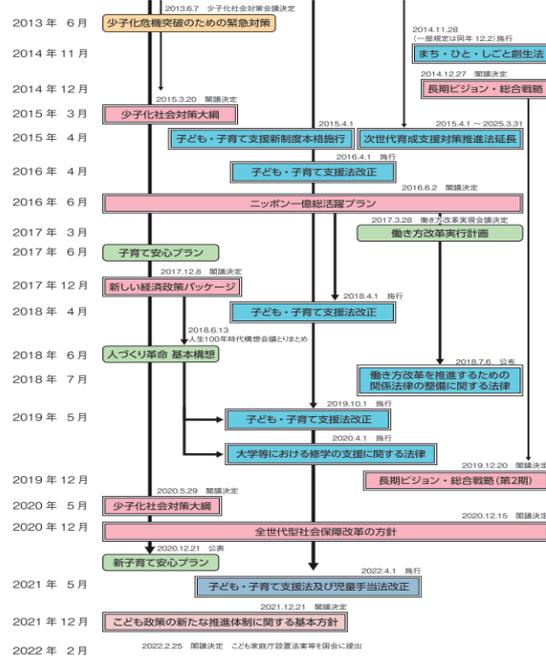
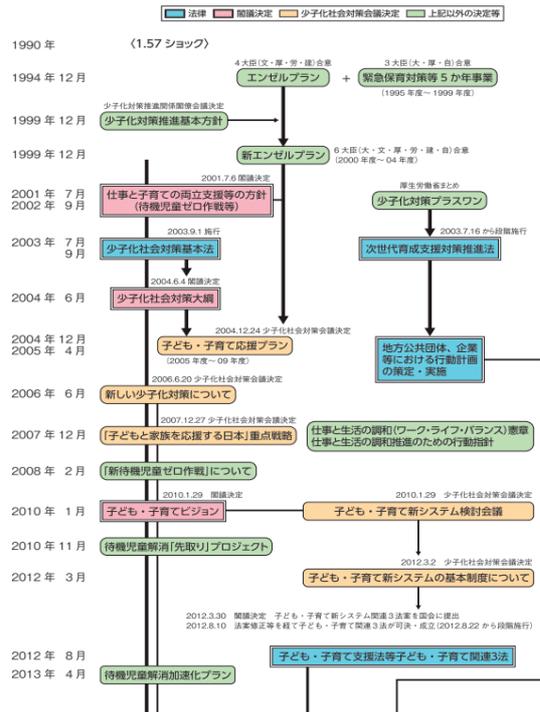


2005年につくばエクスプレス(TX)開業。秋葉原駅まで快速で45分



IV

これまでの国の少子化対策の取組



(出所)内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」pp.48-49。 22

エンゼルプラン(1995～1999年度)と新エンゼルプラン(2000～2004年度)の進捗状況

事業項目	エンゼルプラン		新エンゼルプラン		
	1995年度実績値	1999年度目標値	2000年度実績値	2004年度実績値	2004年度目標値
低年齢児受入れの拡大	45万人	60万人	59.3万人	70.4万人	68万人
延長保育の推進	2,230か所	7,000か所	8,052か所	13,100か所	10,000か所
休日保育の推進			152か所	750か所	300か所
乳幼児健康支援一時預かりの推進	30か所	500か所	132市町村	500市町村	500市町村
多機能保育所等の整備		1,500か所	333か所	2,180か所	2,000か所
地域子育て支援センターの整備	236か所	3,000か所	1,376か所	3,000か所	3,000か所
一時保育の推進	450か所	3,000か所	1,700か所	5,000か所	3,000か所
ファミリー・サポート・センターの整備			116か所	385か所	180か所
放課後児童クラブの推進	4,520か所	9,000か所	9,401か所	12,400か所	11,500か所
フリースペース・テレフォン事業の整備			39都道府県	47都道府県	47都道府県
再就職希望登録者支援事業の整備			24都道府県	47都道府県	47都道府県
周産期医療ネットワークの整備			14都道府県	47都道府県	47都道府県
小児救急医療支援事業の推進			51地区	300地区	360地区(2次医療圏)
不妊専門相談センターの整備			18か所	47か所	47か所
子どもセンターの全国展開			728か所	—	1,000か所程度
子ども放送局の推進			1,606か所	—	5,000か所程度
子ども24時間電話相談の推進			21都道府県	—	47都道府県
家庭教育24時間電話相談の推進			35都道府県	—	47都道府県
総合学科の設置促進			144校	248校	500校程度
中高一貫教育校の設置促進			17校	152校	500校程度
「心の教室」カウンセリング・ルームの整備			8,467校	—	5,234校を目途

(出所)厚生労働省HP, 内閣府『平成16年版少子化社会白書』より作成。

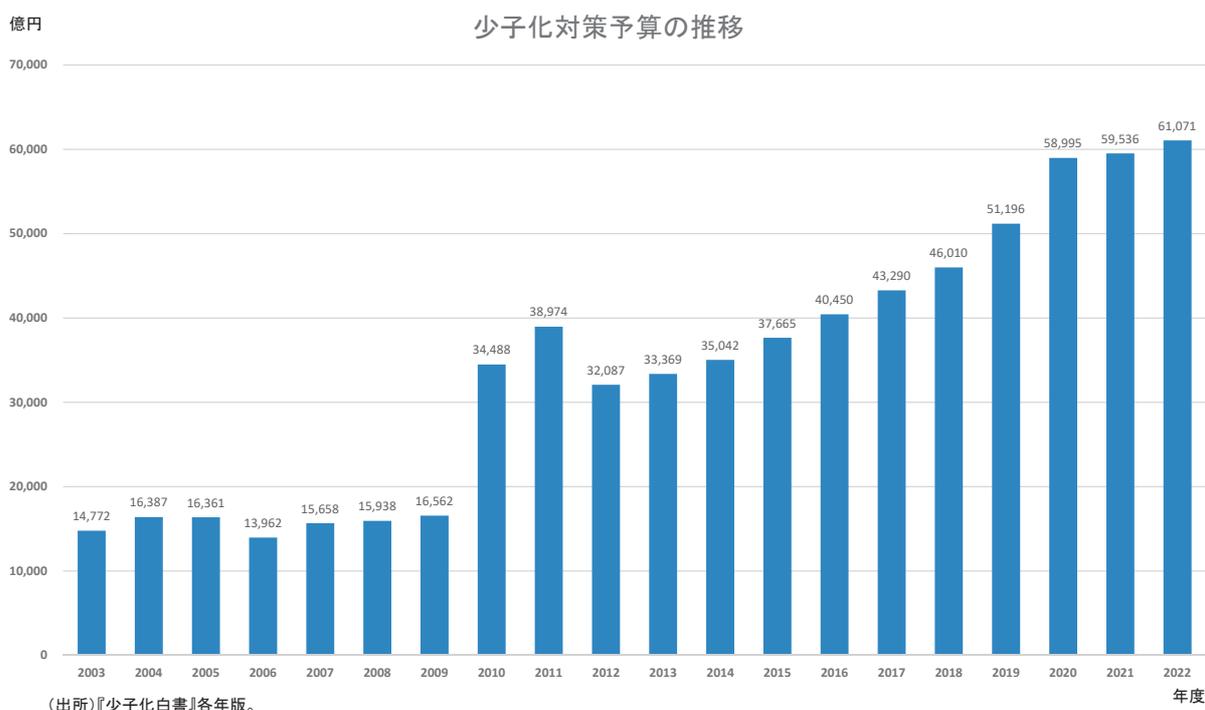
少子化対策予算の推移

予算項目選択の根拠	『少 子 化 白 書』 の 発 行 年																	
	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
次世代育成支援に関する当面の取組方針(2003.3)	第1次少子化社会対策大綱(2004.6)						子ども・子育てビジョン(第2次少子化社会対策大綱)(2010.1)					第3次少子化社会対策大綱(2015.3)					第4次少子化社会対策大綱(2020.5)	
2003	1,477,158																	
2004	1,638,663	1,242,484																
2005		1,304,042	1,757,302	1,757,302														
2006			1,516,393	1,519,031	1,354,089													
2007				1,706,437	1,517,568	1,517,568												
2008					1,571,454	1,571,454	1,593,794											
2009						1,618,274	1,656,187	1,653,270										
2010							3,448,770	3,448,770	3,448,770									
2011								3,897,392	3,897,392	3,897,392								
2012									3,208,680	3,208,680	3,208,778							
2013										3,325,886	3,325,951	3,336,874						
2014											3,493,977	3,504,227	3,500,634					
2015												3,766,544	3,760,803					
2016													4,044,987	4,029,624	4,027,123			
2017														4,328,999	4,324,906	4,331,359		
2018															4,600,919	4,573,975	4,574,143	
2019																5,119,649	5,119,967	5,119,926
2020																	5,907,617	5,907,687
2021																		5,957,392

(注)太字の数値は『少子化白書』の各号に記載された当該年度の予算額。細字の数値は前年度や前々年度の予算額。

(出所)『少子化白書』各年版。

24



25

少子化対策の重点項目の変遷(1)

第1期(2003～2004年度)		第2期(2005～2009年度)	
分野別項目	すべての働きながら子どもを育てている人のために	男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現 仕事と子育ての両立の推進 保育サービスの充実	1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち (1)若者の就労支援に取り組む (2)奨学金の充実を図る (3)体験を通じ豊かな人間性を育成する (4)子どもの学びを支援する
	子育てをしているすべての家庭のために	地域の様々な子育て支援サービスの充実とネットワークづくり等の推進 家庭教育への支援等の充実 子育てを支援する生活環境の整備 再就職の促進 社会保障における次世代支援 教育に伴う経済的負担の軽減	2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し (5)企業等におけるもう一段の取組を推進する (6)育児休業制度等についての取組を推進する (7)労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る (8)妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める (9)再就職等を促進する
	次世代を育む親となるために	親になるための出会い、ふれあい 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進 若者の安定就労や自立した生活の促進 子どもの健康と安心・安全の確保 不妊治療	3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解 (10)乳幼児とふれあう機会の充実を図る (11)生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める (12)安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める 4. 子育ての新たな支え合いと連帯 (13)就学前の児童の教育・保育を充実する (14)放課後対策を充実する (15)地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る (16)家庭教育の支援に取り組む (17)地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する (18)児童虐待防止対策を推進する (19)特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する (20)小児医療体制を充実する (21)子どもの健康を支援する (22)妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する (23)不妊治療への支援等に取り組む (24)良質な住宅・居住環境の確保を図る (25)子育てバリアフリーなどを推進する (26)児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

(出所)『少子化白書』各年版。

26

少子化対策の重点項目(2)

第3期(2010～2014年度)		第4期(2015～2020年度)	
社会と主要施策	1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ	子どもを社会全体で支えらるとともに、教育機会の確保を意欲を持って就業と自立に向かえるように 社会生活に必要なことを学ぶ機会を	重点課題 (1)子育て支援施策を一層充実させる。 (2)若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。 (3)多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する。 (4)男女の働き方改革を進める。 (5)地域の実情に即した取組を強化する。
	2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ	安心して妊娠・出産できるように 誰もが希望する幼児教育と保育サービスが受けられるように 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように ひとり親家庭の子どもが困らないように 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように	きめ細かな少子化対策の推進 (1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。 ①結婚 ②妊娠・出産 ③子育て ④教育 ⑤仕事
	3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ	子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に過ごせるように	(2)社会全体で行動し、少子化対策を推進する。 ①結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり ②企業の取組
	4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)	働き方の見直し 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を	
第5期(2021年度～)		I 重点課題 1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる 2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える 3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める 4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる 5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する	
II ライフステージの各段階における施策 1 結婚前 2 結婚 3 妊娠・出産 4 子育て			

(出所)『少子化白書』各年版。

27

V 地域少子化対策重点推進交付金事業の概要

- 【目的】結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方自治体を支援する。
- 【対象分野】① 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築② 結婚に向けた情報提供等③ 妊娠・出産に関する情報提供④ 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備
- 【支援の方法】→「地域少子化対策強化交付金」の創設
 - ① 補助対象経費：地域少子化対策強化事業に必要な諸謝金，賃金，報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，負担金，補助金。
 - ② 補助率：10／10。
 - ③ 交付上限：都道府県は4,000万円（特に総理大臣が必要と認めた場合は、6,000万円）政令指定都市・中核市・特別区は2,000万円，上記以外の市町村は800万円。

28

地域少子化対策重点推進交付金の基準額と補助率

年度	都道府県事業		市区町村事業		予算額
	基準額	補助率	基準額	補助率	
2013	4,000万円 ただし、特に大臣が必要と認めた場合は、6,000万円	定額10／10相当	政令指定都市・中核市・特別区：1市区につき2,000万円。 上記以外の市町村：1市町村につき800万円	定額10／10相当	補正30.1億円
2014	5,000万円 ただし、特に大臣が必要と認めた場合は、7,500万円	定額10／10相当	政令指定都市・中核市・特別区：1市区につき2,500万円。 上記以外の市町村：1市町村につき1,000万円	定額10／10相当	補正30.1億円
2015	1億円	定額10／10相当	政令指定都市・中核市・特別区：1市区につき3,000万円。 上記以外の市町村：1市町村につき1,500万円	定額10／10相当	補正25億円
2016	1億円(1億5,000万円(注1))	定額10／10相当(注2) 定額3／4相当(注3)	政令指定都市・中核市・特別区：1市区につき3,000万円(4,500万円(注1))。 上記以外の市町村：1市町村につき1,500万円(2,250万円(注1))	定額10／10相当(注2) 定額3／4相当(注3)	当初5億円 補正40億円
2017	666.6万円(1億円(注1))	定額1／2相当(注2) 定額2／3相当(注3)	政令指定都市・中核市・特別区：1市区につき2,000万円(3,000万円(注1))。 上記以外の市町村：1市町村につき1,000万円(1,500万円(注1))	定額1／2相当(注2) 定額2／3相当(注3)	当初5.7億 補正20億円
2018 (注4)	500万円	定額1／2相当	政令指定都市・中核市・特別区：1市区につき1,500万円。 上記以外の市町村：1市町村につき750万円	定額1／2相当	当初10億円 補正16億円
2019	500万円	1／2	政令指定都市・中核市・特別区：1市区につき1,500万円。 上記以外の市町村：1市町村につき750万円	1／2	当初9.5億円 補正11.5億円
2020	500万円	1／2	政令指定都市・中核市・特別区：1市区につき1,500万円。 上記以外の市町村：1市町村につき750万円	1／2	当初9.5億円 補正11.8億円
2021	666.6万円	2／3(注5) 1／2(注6)	政令指定都市・中核市・特別区：1市区につき2,000万円。 上記以外の市町村：1市町村につき1,000万円	2／3(注5) 1／2(注6)	当初8.2億円 補正30億円
2022	666.6万円	2／3(注5) 1／2(注6)	政令指定都市・中核市・特別区：1市区につき2,000万円。 上記以外の市町村：1市町村につき1,000万円	2／3(注5) 1／2(注6)	当初8.2億円

(注1)「企業・団体等による取組を含めた総合的な結婚・子育て支援」を実施する場合。
 (注2)「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた結婚支援に係る取組(総合的な結婚支援、地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援、その他緊急的に実施すべき先進的取組)に適用される補助率。
 (注3)「ニッポン一億総活躍プラン」を推進するための地域の体制整備や人材育成に係る先進的な取組(自治体間連携を伴う結婚支援(小規模自治体支援)、ライフプランニング・キャリア形成のための体験交流活動の実行体制の構築)に適用される補助率。
 (注4)2018年度に「結婚新生活支援事業」を新設。新婚世帯に対し、家賃や引越費用を補助(上限30万円)。補助率1／2。
 (注5)自治体間連携を伴う結婚支援等の取組に対する支援
 (注6)結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組等の優良事例の横展開支援事業に対する補助。
 (出所)内閣府「地域少子化対策重点推進事業交付金要綱」「地域少子化対策重点推進事業実施要領」各年度。

29

地域少子化対策重点推進交付金の交付を受けた市区町村数																		
都道府県名	年 度					2018		2019		2020		2021						
	交付対象市区町村数					優良事例の模 範開支 採事業	結婚新 生活支 援事業	優良事例の模 範開支 採事業	結婚新 生活支 援事業	優良事例の模 範開支 採事業	結婚新 生活支 援事業	優良事例の模 範開支 採事業	結婚新 生活支 援事業					
市	区	町	村	合計														
北海道	15	43	4	62	4	3	5	4	8	5	20	4	20	5	24	1	47	
青森県	7	7	14	1	1	4	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
岩手県	10	9	2	21	1	1	2	4	1	10	3	10	4	10	1	15		
宮城県	8	10	18	7	3	2	1	3	6	3	6	4	7	3	3	5		
秋田県	8	6	2	16	2	1	3	1	3	5	1	5	1	7	2	16		
山形県	14	14	28	3	3	4	1	4	4	13	4	12	3	13	7	27		
福島県	12	21	8	41	7	7	5	5	4	6	17	7	17	12	18	36		
茨城県	22	7	1	30	9	7	2	1	2	6	14	6	12	8	12	5	18	
栃木県	11	5	16	6	1	1	3	1	1	1	7	2	7	2	7	1	8	
群馬県	5	8	3	16	1	1	1	1	1	6	1	7	5	7	3	14		
埼玉県	16	14	30	12	7	1	1	3	1	5	2	4	1	5	1	14		
千葉県	17	6	1	24	3	5	3	7	7	10	4	11	4	12	5	19		
東京都	2	6	8	3	1	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
神奈川県	4	3	1	8	2	2	4	1	1	1	3	1	4	1	4	1	4	
新潟県	14	4	1	19	11	7	8	3	3	2	3	3	2	3	2	4	8	
富山県	10	4	15	6	8	6	3	5	3	4	3	4	4	4	6	8		
石川県	11	8	19	1	2	4	2	19	3	6	3	7	4	7	5	11		
福井県	8	4	12	1	1	1	1	2	4	1	1	1	3	2	3	7		
山梨県	6	3	9	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	6		
長野県	15	20	16	51	12	14	10	6	8	9	19	6	21	10	24	7	34	
岐阜県	14	3	17	9	4	2	2	3	6	1	7	2	8	1	12	1	12	
静岡県	21	9	30	21	17	8	11	7	10	4	10	3	11	4	18	4	18	
愛知県	16	2	18	2	1	1	1	6	5	1	4	1	5	1	2	6		
三重県	9	6	15	10	3	3	5	3	4	2	4	5	4	3	4	3	4	
滋賀県	10	3	13	3	3	4	1	3	5	2	6	2	6	1	12	1	12	
京都府	5	2	1	8	2	2	1	2	3	1	3	1	2	1	1	5		
大阪府	22	4	4	28	9	8	1	1	2	4	7	3	7	6	6	6	6	
兵庫県	18	7	25	5	3	3	1	6	3	8	4	8	5	9	4	17		
奈良県	7	6	2	15	3	1	1	1	4	3	3	3	2	3	2	6		
和歌山県	5	2	7	1	2	1	2	2	1	3	1	3	2	2	1	4		
鳥取県	2	8	1	11	6	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5		
島根県	7	7	14	9	7	7	1	1	3	1	2	1	2	1	2	4		
岡山県	14	7	1	22	6	3	7	5	2	4	4	4	2	3	5	13		
広島県	7	2	9	4	4	6	2	4	1	1	3	3	3	1	2	1	2	
山口県	7	3	10	5	2	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	4		
徳島県	6	1	7	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2		
香川県	6	6	12	1	1	1	1	2	1	3	2	2	1	3	1	9		
愛媛県	9	7	16	8	5	4	2	4	8	5	6	5	6	5	6	6		
高知県	8	9	2	20	1	1	1	3	10	1	12	1	12	1	12	15		
福岡県	20	16	36	8	6	6	3	10	8	10	5	10	6	12	5	24		
佐賀県	4	4	7	7	11	2	1	1	1	1	1	3	1	3	7	7		
長崎県	12	6	18	5	5	3	4	6	9	4	10	7	3	8	12	11		
熊本県	5	14	3	23	4	2	3	1	1	5	1	5	6	2	17	2		
大分県	11	2	13	5	1	1	1	1	6	1	4	3	4	2	6	2		
宮崎県	8	6	14	14	1	3	1	3	2	1	1	2	1	2	1	2		
鹿児島県	14	5	19	7	5	2	1	3	3	6	1	6	4	8	5	8		
沖縄県	2	2	2	6	1	1	1	1	2	1	3	1	3	1	5	1		
合計	484	61	348	51	892	243	162	129	72	165	132	260	124	268	142	289	132	538

(注)1.富山県は上記の交付対象団体の市と町に「高岡地区広域圏事務組合」を加えて15団体となる。
2.高知県は上記の交付対象団体の市と町に「中基広域連合」を加えて20団体となる。
3.熊本県は上記の交付対象団体の市と町に「有明広域圏事務組合」を加えて23団体となる。
(出所)内閣府「地域少子化対策重点推進(強化)交付金」より筆者作成。

30

地域少子化対策重点推進交付金の交付回数別市区町村数

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
市区町村数	318	146	86	170	76	36	20	14	12	5	8	1

交付回数の多い自治体名 12回： 長崎県壱岐市
11回： 福島県二本松市，群馬県沼田市，新潟県新潟市，富山県入善町，
静岡県静岡市，静岡県小山町，三重県いなべ市，長崎県南島原市
10回： 福島県本宮市，茨城県鉾田市，富山県小矢部市，石川県小松市，
石川県羽咋市

(出所)内閣府「地域少子化対策重点推進(強化)交付金」より作成。

31

地域少子化対策重点推進交付金事業の効果の検証(1)

- 2013～2021年の出生数増加自治体数109のうち、交付金利用自治体数は36(33.0%)。
- 2013～2020年の婚姻件数増加自治体数175のうち、交付金利用自治体数は51(29.1%)。
- 交付金を利用した自治体で、出生数も婚姻件数も増加した自治体数は6。→北海道東川町、宮城県七ヶ宿町、石川県かほく市、長野県立科町、奈良県明日香村、岡山県勝央町、福岡県福津市。
- 2013～2021年の人口増加自治体数276のうち、交付金利用自治体数は76(27.5%)。
- この76団体のうち、婚姻件数も増加した自治体数は3。→兵庫県加東市、香川県宇多津町、沖縄県竹富町。
- この76団体のうち、出生数も増加した自治体数は0。

32

地域少子化対策重点推進交付金事業の効果の検証(2)

- 2013～2021年度の交付金利用自治体総数は892。
- このうち、出生数増加自治体数は36(利用自治体全体の4.0%)。
- このうち、婚姻件数増加自治体数は51(利用自治体全体の5.7%)。
- (ちなみに、前述した交付回数10回以上の14自治体はすべて出生数も婚姻件数も増加しなかった。)
- 出生数が増加した自治体の2/3以上は、交付金を利用しないで出生数を増加させた。
- 婚姻件数が増加した自治体の7割以上は、交付金を利用しないで婚姻件数を増加させた。
- 交付金を受けた自治体の96%は、出生数が増加しなかった。
- 交付金を受けた自治体の94%は、婚姻件数が増加しなかった。



【結論】この交付金の効果はほとんどなかった。

33

VI

地方創生関連予算の推移

(単位: 億円, %)

年度	予算の種類	予算額	まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策パッケージ					社会保障の充実	地方創生加速化交付金	地方創生推進交付金	地方創生拠点整備交付金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
			地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	地方への新しいひとの流れをつくる	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	時代に合った地域をつくり、安心して暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	ひとが集う、安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくる						多様な人材の活躍を推進する
2015	当初	13,991	1,755	644	1,096	3,730							
	補正	3,188	408	31	1,108	641		6,766					
2016	当初	15,503	1,895	649	1,099	2,936		7,924	1,000				
	第二次補正	2,646	539	59	612	536					900		
2017	当初	17,761	2,062	651	1,417	2,407		10,224		1,000			
	補正	1,931	806	3	21	500					600		
2018	当初	17,844	2,041	611	1,878	2,247		10,067		1,000			
	補正	1,385	203	29	17	536					600		
			【基本目標】			【横断的な目標】							
			稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする	地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	ひとが集う、安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくる	多様な人材の活躍を推進する	新しい時代の流れを力にする					
2019	当初	19,562	2,172	627	2,436	2,333		10,994		1,000			
	補正	7,782	4,140	8	13	142	3	2,876			600		
2020	当初	15,089	1,707	369	3,741	4,747	98	3,426		1,000			
	第一次・第二次補正	38,600	4,277	5	8	1,439	11	2,860				30,000	
	第三次補正	34,373	17,280	165	13	345	1	1,069			500	15,000	
2021	当初	12,356	1,655	414	3,714	4,133	197	1,244					
	合計	202,011	40,940	4,265	17,173	26,672	310	11,475	45,975	1,000	6,000	3,200	45,000
	割合		20.3	2.1	8.5	13.2	0.2	5.7	22.8	0.5	3.0	1.6	22.3
	コロナ臨時交付金を除いた金額に対する割合		26.1	2.7	10.9	17.0	0.2	7.3	29.3	0.6	3.8	2.0	

(出所)内閣府「地方創生」サイト。

34

【基本目標3】「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の内容 2021年度予算・・・3,714億円

- (1) 結婚・出産・子育ての支援
 - 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
 - 子ども・子育て支援の更なる充実
 - 結婚の希望をかなえる取組、子育てに温かい社会づくり・機運醸成を図る地方公共団体の取組支援……………地域少子化対策重点推進(強化)交付金 2021年度予算・・・38.2億円
- (2) 仕事と子育ての両立
 - ワーク・ライフ・バランスの推進 ■ 地域における女性の活躍推進
- (3) 地域の実情に応じた取組(地域アプローチ等)の推進
 - 魅力あるまちづくりに向けた取組の推進

35

地方財政計画における「地方再生」の取り扱い

(単位:億円)

年度	事業費名	計画額	備考
2014	地方の元気創造事業費	3,500	
2015	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	既存の歳出の振替 5,000億円(地方の元気創造事業費3,500億円+歳出特別枠の一部(1,500億円) 新規の財源確保5,000億円
2016	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	
2017	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	
2018	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	
2019	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	
2020	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	2020年度に第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が始まる。
	地域社会再生事業費	4,200	地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むために創設。
2021	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	
	地域社会再生事業費	4,200	
	地域デジタル社会推進費	2,000	デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するために創設。
2022	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	
	地域社会再生事業費	4,200	
	地域デジタル社会推進費	2,000	
2023	デジタル田園都市国家構想事業費	12,500	
	うち地方創生推進費	10,000	「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費」に名称変更。
	うち地域デジタル社会推進費	2,500	これと「地域デジタル社会推進費」を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」を創設。
	(マイナンバーカード特別活用分)	500	
	地域社会再生事業費	4,200	

(出所)総務省「地方財政計画」各年度。

36

2014～2021年に人口が増加した政令指定都市(11団体)の人口移動パターン

パターン	県外	県内	東京都	該当市名
A	県外からの転入超過	県内からの転入超過	東京都からの転入超過	さいたま市, 相模原市
B	県外からの転入超過	県内からの転入超過	東京都への転出超過	仙台市, 千葉市, 名古屋市, 大阪市, 福岡市
C	県外からの転入超過	県内への転出超過	東京都からの転入超過	横浜市, 川崎市
D	県外への転出超過	県内からの転入超過	東京都への転出超過	札幌市, 広島市

37

○パターンA

さいたま市

年	(単位:人。▲はマイナス)			
	県外からの転 入超過(a)	県内からの転 入超過(b)	東京都からの 転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	4,616	1,160	▲ 89	5,776
2015	4,762	2,159	▲ 23	6,921
2016	6,146	2,509	723	8,655
2017	5,726	2,508	749	8,234
2018	6,818	2,527	1,079	9,345
2019	7,920	3,332	1,183	11,252
2020	7,451	3,471	2,451	10,922
2021	8,594	1,933	4,301	10,527

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

相模原市

年	(単位:人。▲はマイナス)			
	県外からの転 入超過 (a)	県内からの転 入超過 (b)	東京都からの 転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	▲ 105	1,319	▲ 847	1,214
2015	▲ 285	1,161	▲ 1,093	876
2016	▲ 795	390	▲ 1,350	▲ 405
2017	▲ 351	1,286	▲ 905	935
2018	361	669	▲ 734	1,030
2019	660	570	▲ 956	1,230
2020	1,133	1,229	517	2,362
2021	2,353	1,484	834	3,837

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

○パターンD

札幌市

年	(単位:人。▲はマイナス)			
	道外からの転 入超過(a)	道内からの転 入超過(b)	東京圏からの 転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	▲ 4,197	12,139	▲ 3,705	7,942
2015	▲ 4,474	12,203	▲ 3,814	7,729
2016	▲ 3,488	12,305	▲ 3,598	8,817
2017	▲ 3,688	12,177	▲ 3,528	8,489
2018	▲ 3,868	11,885	▲ 3,759	8,017
2019	▲ 3,035	12,323	▲ 3,436	9,288
2020	▲ 672	11,290	▲ 1,419	10,618
2021	▲ 4,197	11,087	▲ 3,705	6,890

(出所)北海道「住民基本台帳人口・世帯数」(各年)

広島市

年	(単位:人。▲はマイナス)			
	県外からの転 入超過 (a)	県内からの転 入超過 (b)	東京都からの 転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	▲ 1,020	1,395	▲ 1,060	375
2015	▲ 715	1,923	▲ 1,089	1,208
2016	▲ 226	1,395	▲ 829	1,169
2017	▲ 719	1,301	▲ 1,166	582
2018	▲ 2,175	1,514	▲ 1,475	▲ 661
2019	▲ 2,749	1,529	▲ 1,549	▲ 1,220
2020	▲ 1,850	1,423	▲ 921	▲ 427
2021	▲ 2,878	246	▲ 1,095	▲ 2,632

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

38

○パターンB

仙台市

年	(単位:人。▲はマイナス)				
	県外からの転 入超過(a)	県内からの転 入超過(b)	東北5県からの 転入超過	東京圏からの 転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	1,353	1,758	3,649	▲ 2,482	7,942
2015	371	991	3,804	▲ 3,339	1,362
2016	109	544	3,773	▲ 3,382	653
2017	▲ 17	1,288	4,059	▲ 3,675	1,271
2018	261	2,038	4,613	▲ 3,969	2,299
2019	▲ 1,006	867	3,958	▲ 4,524	▲ 139
2020	1,274	3,344	3,933	▲ 3,179	4,618
2021	1,238	2,765	4,181	▲ 2,882	4,003

(注)東北5県とは青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県を指す。

(出所)仙台市「仙台市統計書」各年。

大阪市

年	(単位:人。▲はマイナス)			
	府外からの転 入超過 (a)	府内からの転 入超過 (b)	東京都からの 転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	4,961	2,201	▲ 2,949	7,162
2015	8,144	3,518	▲ 2,898	11,662
2016	5,825	3,649	▲ 2,898	9,474
2017	7,438	3,253	▲ 2,827	10,691
2018	7,698	4,383	▲ 3,127	12,081
2019	10,085	3,677	▲ 2,971	13,762
2020	13,372	3,430	▲ 1,749	16,802
2021	8,317	▲ 424	▲ 2,123	7,893

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

千葉市

年	(単位:人。▲はマイナス)			
	県外からの転 入超過 (a)	県内からの転 入超過 (b)	東京都からの 転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	1,121	1,048	▲ 1,089	2,169
2015	579	1,058	▲ 1,327	1,637
2016	679	187	▲ 1,365	866
2017	1,339	769	▲ 2,314	2,108
2018	1,380	1,400	▲ 1,088	2,780
2019	1,569	2,170	▲ 1,223	3,739
2020	2,374	2,409	▲ 90	4,783
2021	3,049	2,871	1,061	5,920

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

福岡市

年	(単位:人。▲はマイナス)			
	県外からの転 入超過 (a)	県内からの転 入超過 (b)	東京都からの 転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	8,309	2,697	▲ 2,763	9,149
2015	8,558	2,739	▲ 3,149	9,602
2016	10,535	2,165	1,895	11,630
2017	11,113	1,222	7,046	10,973
2018	10,384	1,508	▲ 3,728	10,035
2019	11,472	2,571	▲ 3,585	12,133
2020	9,043	1,899	▲ 2,119	9,233
2021	7,619	1,353	▲ 1,249	7,511

(注)各年は前年10月から当年の9月までの期間。

(出所)福岡県「福岡県人口移動調査」

名古屋市

年	(単位:人。▲はマイナス)				
	県外からの転 入超過(a)	県内からの転 入超過(b)	圏外からの転 入超過(c)	東京都からの 転入超過	転入超過合計 (a)+(b)+(c)
2014	8,091	1,182	3,898	▲ 3,150	13,169
2015	10,000	1,341	5,019	▲ 3,568	16,380
2016	10,892	1,549	5,889	▲ 3,568	18,330
2017	12,234	1,253	8,105	▲ 3,350	21,592
2018	11,067	840	9,375	▲ 4,837	21,282
2019	14,702	1,361	11,890	▲ 4,899	27,993
2020	7,723	4,129	5,336	▲ 5,026	17,188
2021	1,441	1,720	1,983	▲ 4,867	5,144

(出所)愛知県「愛知県人口動向調査結果(名古屋市区)」各年。

39

○パターンC

横浜市

(単位:人。▲はマイナス)

年	県外(東京都を除く)からの転入超過(a)	東京都からの転入超過(b)	県内からの転入超過(c)	国外からの転入超過(d)	地域不詳(e)	転入超過合計(a)+(b)+(c)+(d)+(e)
2014	8,689	▲ 4,123	▲ 941	4,496	741	8,862
2015	8,896	▲ 4,640	▲ 1,771	4,639	957	8,081
2016	9,334	▲ 5,310	▲ 2,401	6,179	793	8,595
2017	7,655	▲ 5,477	▲ 3,648	7,043	668	6,241
2018	10,469	▲ 4,494	▲ 755	7,845	515	13,580
2019	13,344	▲ 4,108	▲ 1,969	8,535	475	16,277
2020	9,674	198	▲ 520	4,498	639	14,489
2021	6,032	2,685	▲ 1,568	149	361	7,659

(出所)横浜市「長期時系列データ(人口・世帯)」

川崎市

(単位:人。▲はマイナス)

年	県外からの転入超過(a)	県内からの転入超過(b)	横浜市からの転入超過	東京都からの転入超過	東京区部からの転入超過	転入超過合計(a)+(b)
2014	8,981	387	▲ 15	▲ 278	98	9,368
2015	11,160	419	212	1,035	1,587	11,579
2016	10,568	653	408	▲ 118	1,106	11,221
2017	10,981	889	822	▲ 60	779	11,870
2018	12,640	▲ 1,173	▲ 1,179	826	1,113	11,467
2019	13,830	▲ 212	▲ 178	1,628	1,971	13,618
2020	10,397	▲ 2,604	▲ 2,099	2,199	3,091	7,793
2021	6,779	▲ 4,555	▲ 2,465	3,048	4,124	2,224

(出所)川崎市「川崎市の世帯数・人口、区別人口動態、区別市外移動人口」(毎年毎月)

40

2014～2021年に人口が減少した政令指定都市の人口移動パターン(1)

県外への転出超過 > 県内からの転入超過 → 人口減少

静岡市

(単位:人。▲はマイナス)

年	県外からの転入超過(a)	県内からの転入超過(b)	東京都からの転入超過	転入超過合計(a)+(b)
2014	▲ 1,256	294	▲ 790	▲ 962
2015	▲ 1,383	215	▲ 709	▲ 1,168
2016	▲ 1,308	497	▲ 839	▲ 811
2017	▲ 768	497	▲ 522	▲ 271
2018	▲ 1,386	362	▲ 739	▲ 1,024
2019	▲ 1,525	389	▲ 977	▲ 1,136
2020	▲ 731	353	▲ 668	▲ 378
2021	▲ 798	182	▲ 523	▲ 616

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

浜松市

(単位:人。▲はマイナス)

年	県外からの転入超過(a)	県内からの転入超過(b)	東京都からの転入超過	転入超過合計(a)+(b)
2014	▲ 1,063	703	▲ 613	▲ 360
2015	▲ 1,028	724	▲ 748	▲ 304
2016	▲ 1,341	735	▲ 689	▲ 606
2017	▲ 1,053	748	▲ 766	▲ 305
2018	▲ 2,511	549	▲ 952	▲ 1,962
2019	▲ 2,009	532	▲ 846	▲ 1,477
2020	▲ 1,201	735	▲ 663	▲ 466
2021	▲ 649	381	▲ 602	▲ 268

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

岡山市

(単位:人。▲はマイナス)

年	県外からの転入超過(a)	県内からの転入超過(b)	東京都からの転入超過	転入超過合計(a)+(b)
2014	588	535	▲ 311	1,123
2015	88	852	▲ 432	940
2016	▲ 175	561	▲ 502	386
2017	▲ 854	913	▲ 678	59
2018	▲ 2,380	842	▲ 882	▲ 1,538
2019	▲ 2,646	657	▲ 852	▲ 1,989
2020	▲ 1,305	1,019	▲ 574	▲ 286
2021	▲ 1,589	295	▲ 532	▲ 1,294

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

熊本市

(単位:人。▲はマイナス)

年	県外からの転入超過(a)	県内からの転入超過(b)	東京都からの転入超過	転入超過合計(a)+(b)
2014	▲ 775	687	▲ 589	▲ 68
2015	▲ 1,612	1,163	▲ 586	▲ 449
2016	▲ 3,089	1,549	▲ 642	▲ 1,540
2017	▲ 1,212	1,414	▲ 637	202
2018	▲ 1,757	1,302	▲ 875	▲ 455
2019	▲ 1,518	1,641	▲ 725	123
2020	▲ 1,426	1,157	▲ 517	▲ 269
2021	▲ 18	597	▲ 347	579

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

新潟市

(単位:人。▲はマイナス)

年	県外からの転入超過(a)	県内からの転入超過(b)	東京都からの転入超過	転入超過合計(a)+(b)
2014	▲ 2,124	1,810	▲ 1,259	▲ 314
2015	▲ 2,092	2,291	▲ 1,079	199
2016	▲ 2,288	1,917	▲ 1,022	▲ 371
2017	▲ 2,414	1,722	▲ 1,219	▲ 692
2018	▲ 2,708	2,153	▲ 1,360	▲ 555
2019	▲ 2,554	2,077	▲ 1,244	▲ 477
2020	▲ 1,873	2,081	▲ 820	208
2021	▲ 2,093	1,570	▲ 740	▲ 523

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

41

2014～2021年に人口が減少した政令指定都市の人口移動パターン(2)

京都市					堺市				
(単位:人, ▲はマイナス)					(単位:人, ▲はマイナス)				
年	府外からの転入超過 (a)	府内からの転入超過 (b)	東京都からの転入超過	転入超過合計 (a)+(b)	年	府外からの転入超過 (a)	府内からの転入超過 (b)	東京都からの転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	890	388	▲ 971	1,278	2014	▲ 908	▲ 20	▲ 489	▲ 928
2015	973	656	▲ 1,080	1,629	2015	▲ 807	▲ 290	▲ 502	▲ 1,097
2016	1,022	▲ 432	▲ 1,101	590	2016	▲ 432	▲ 774	▲ 647	▲ 432
2017	105	▲ 932	▲ 1,091	▲ 827	2017	▲ 811	▲ 1,400	▲ 513	▲ 2,211
2018	▲ 950	▲ 323	▲ 1,174	▲ 1,273	2018	93	▲ 1,166	▲ 543	▲ 1,073
2019	▲ 710	372	▲ 1,284	▲ 338	2019	241	▲ 992	▲ 478	▲ 751
2020	▲ 1,477	▲ 543	▲ 630	▲ 2,020	2020	113	▲ 737	▲ 436	▲ 624
2021	▲ 1,825	▲ 775	▲ 636	▲ 2,600	2021	▲ 206	▲ 726	▲ 314	▲ 932

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」



神戸市					北九州市					
(単位:人, ▲はマイナス)					(単位:人, ▲はマイナス)					
年	県外からの転入超過 (a)	県内からの転入超過 (b)	東京都からの転入超過	転入超過合計 (a)+(b)	年	県外からの転入超過 (a)	県内からの転入超過 (b)	福岡市からの転入超過	東京都からの転入超過	転入超過合計 (a)+(b)
2014	▲ 793	175	▲ 1,422	▲ 618	2014	▲ 964	▲ 1,519	▲ 1,228	▲ 584	▲ 2,483
2015	▲ 843	802	▲ 1,529	▲ 41	2015	▲ 1,426	▲ 1,662	▲ 1,353	▲ 864	▲ 3,089
2016	▲ 667	425	▲ 1,482	▲ 242	2016	▲ 705	▲ 1,918	▲ 1,227	▲ 633	▲ 2,823
2017	▲ 911	▲ 596	▲ 1,623	▲ 1,507	2017	▲ 345	▲ 1,903	▲ 1,289	▲ 766	▲ 2,248
2018	▲ 1,506	▲ 828	▲ 1,849	▲ 2,331	2018	▲ 366	▲ 1,836	▲ 1,314	▲ 731	▲ 2,202
2019	▲ 1,180	329	▲ 1,876	▲ 631	2019	▲ 718	▲ 1,587	▲ 1,313	▲ 823	▲ 2,305
2020	▲ 1,093	▲ 137	▲ 1,110	▲ 1,230	2020	▲ 54	▲ 1,358	▲ 1,237	▲ 543	▲ 1,412
2021	338	▲ 364	▲ 942	▲ 26	2021	64	▲ 1,884	▲ 1,353	▲ 575	▲ 1,820

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

42

VII

地方自治体(276団体)の人口増加要因と考えられるもの(1)

- ・ **大都市のベッドタウン化**: 大都市(東京23区, 政令指定都市, 中核市等)に隣接している自治体数169(人口増加自治体数276の約60%)
- ・ **企業・工場等の集積**: 工業団地を持つ自治体数75(276の約27%)
- ・ **大型商業施設の展開**: 店舗面積1,500㎡以上のショッピングセンターがある自治体数213(276の約77%)
- ・ **自衛隊の基地・駐屯地**: 自治体内に基地・駐屯地が存在し, 基地交付金や調整交付金の交付を受けている自治体数73(276の約25%)
- ・ **大学等高等教育機関の設置**: 大学, 短大, 専門学校, 専修学校等がある自治体数206(276の約75%)
- ・ 上記5つの要因のいずれにも当てはまらないが人口が増加した自治体が17団体ある(北海道ニセコ町, 占冠村, 長野県御代田町等)。

43

地方自治体(276団体)の人口増加要因と考えられるもの(2)

- 移住定住政策: **地方創生移住支援事業**(移住支援金と起業支援金)
- 実施自治体数1,263団体(対象全自治体の80.5%)→次ページ
- 独自の移住定住政策を実施している自治体は少ない(埼玉県東松山市の「移住促進空き家活用補助金交付制度」, 埼玉県富士見市の「空家移住定住促進補助金制度」等)。
- 子ども医療助成策: 全ての市区町村で実施。
- その他, 自治体独自の少子化対策: 例として, 兵庫県明石市や岡山県奈義町の子育て支援策等。→自治体予算の児童福祉費の単独事業分に反映。→276団体のうち, 2014~2021年度に単独事業の児童福祉費が増加した団体数145, 減少した団体数131。

44

地方創生移住支援事業(2019~2025年度) —移住支援金と起業支援金

- **移住支援金**: 東京23区在住者または23区への通勤者が、東京圏外へ移住し、起業や就業等を行う場合に交付金を支給する。
※東京圏: 東京都, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県。
- 世帯: **100万円**以内(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算)。
- 単身: **60万円**以内。
- **起業支援金**: 地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する人を対象に、起業のための助成を行う。
- 助成額: 起業に要した経費の1/2(最大**200万円**)。

45

地方創生移住支援事業実施市町村数(2021年度)

都道府県名	対象市町村数	実施市町村数	実施割合(%)	都道府県名	対象市町村数	実施市町村数	実施割合(%)
北海道	179	126	70.4	滋賀県	19	11	57.9
青森県	40	40	100.0	京都府	26	10	38.5
岩手県	33	33	100.0	大阪府	43	0	0.0
宮城県	35	35	100.0	兵庫県	41	36	87.8
秋田県	25	25	100.0	奈良県	39	34	87.2
山形県	35	35	100.0	和歌山県	30	30	100.0
福島県	59	56	94.9	鳥取県	19	19	100.0
茨城県	44	39	88.6	島根県	19	19	100.0
栃木県	25	25	100.0	岡山県	27	26	96.3
群馬県	35	35	100.0	広島県	23	11	47.8
埼玉県	10	9	90.0	山口県	19	19	100.0
千葉県	16	9	56.3	徳島県	24	24	100.0
東京都	11	0	0.0	香川県	17	16	94.1
神奈川県	3	0	0.0	愛媛県	20	5	25.0
新潟県	30	28	93.3	高知県	34	34	100.0
富山県	15	15	100.0	福岡県	60	26	43.3
石川県	19	19	100.0	佐賀県	20	17	85.0
福井県	17	16	94.1	長崎県	21	20	95.2
山梨県	27	26	96.3	熊本県	45	44	97.8
長野県	77	61	79.2	大分県	18	17	94.4
岐阜県	42	42	100.0	宮崎県	26	26	100.0
静岡県	35	35	100.0	鹿児島県	43	33	76.7
愛知県	54	52	96.3	沖縄県	41	0	0.0
三重県	29	25	86.2	合計	1,569	1,263	80.5

(出所)内閣府「地方創生」サイト

46

人口増加自治体(276団体)の子ども医療費助成策

		通院		入院	
		団体数	割合(%)	団体数	割合(%)
適用年齢制限	就学前まで	9	3.3		
	9歳まで	8	2.9		
	12歳まで	8	2.9	1	0.4
	15歳まで	187	67.8	184	66.7
	18歳まで	64	23.2	91	33.0
所得制限	あり	38	13.8	38	13.8
	なし	238	86.2	238	86.2
医療費負担	無償	165	59.8	196	71.0
	一部負担	111	40.2	80	29.0

(出所)厚生労働省「市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況」(令和3年4月1日現在)

47

重回帰分析の結果

説明変数	被説明変数: 社会増減					
	全国		東京圏		東京圏以外	
	係数	t値	係数	t値	係数	t値
大都市隣接ダミー(隣接=1, 非隣接=0)	1,620.349	1.697	4,526.118	1.859	47.494	0.071
工業団地数	306.965	1.333	2,131.797	2.218*	97.074	0.683
ショッピングセンター数	702.582	7.558***	756.171	4.651***	210.633	2.212*
大学数等	197.117	4.120***	18.742	0.182	432.077	9.621***
基地交付金	-0.010	-2.163*	-0.015	-2.037*	-0.008	-1.499
移住定住政策ダミー(実施=1, 実施せず=0)	-4,697.339	-4.781***	-4,514.699	-0.620	-1,040.977	-1.522
児童福祉費(単独事業)の増加率	10.807	1.732	53.335	2.591**	2.373	0.576
子どもの医療費助成対象年齢	176.140	0.927	-3,692.589	-2.998**	27.888	0.240
定数項	280.540	0.095	59,012.645	3.092**	862.236	0.475
サンプル数	276		90		186	
F値(5%有意F値)	101.099(2.837E-76)		17.672(5.902E-15)		203.475(5.133E-85)	
自由度修正済み決定係数	0.744		0.600		0.897	

(注)t値横の***は1%有意, **は5%有意, *は10%有意を表す。

48

VIII 「消滅可能性都市」の数を数えてみた (『地方消滅』(増田寛也編著(2014))のフォローアップを試みたが・・・)

- 『地方消滅』における用語の定義と推計資料
- 「**消滅可能性都市**」: 2010～2040年の若年女性(20～39歳)人口の減少率が**50%を超える**市区町村。 ➡ 今回は2015～2045年
- 「**消滅可能性が高い**」自治体: 2040年に人口が**1万人未満**になると推計される市区町村。 ➡ 今回は2045年
- 推計に使用した資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年推計)」に準拠。東京特別区と12の政令指定都市(札幌市, 仙台市, 千葉市, 横浜市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 神戸市, 広島市, 北九州市, 福岡市)については区別に推計。2003年以降に移行した8つの政令指定都市(さいたま市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 浜松市, 堺市, 岡山市, 熊本市)については, 市を単位として推計。 ➡ 今回は, 同「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」に準拠。
- 福島県については, 市町村別の推計は行わず, 県単位の推計のみ。

49

推計結果(1)

『地方消滅』

2010～2040年に若年女性(20～39歳)の人口が50%以上減少する市町村

今回

2015～2045年に若年女性(20～39歳)の人口が50%以上減少する市町村

若年女性人口減少率	市町村数(割合)	
50%以上減少	373	20.7%
30%以上50%未満減少	1097	61.0%
30%未満減少	322	17.9%
維持・増加	7	0.4%

若年女性人口減少率	市町村数(割合)	
50%以上減少	850	47.3%
30%以上50%未満減少	503	28.0%
30%未満減少	438	24.4%
維持・増加	6	0.3%

消滅可能性都市

50

推計結果(2)

『地方消滅』

2040年に若年女性(20～39歳)の人口が50%以上減少する市町村の人口規模別内訳

今回

2045年に若年女性(20～39歳)の人口が50%以上減少する市町村の人口規模別内訳

人口規模	市町村数(割合)	
1万人未満	243	65.1%
1万人以上5万人未満	109	29.2%
5万人以上10万人未満	11	2.9%
10万人以上	10	2.7%

人口規模	市町村数(割合)	
1万人未満	538	63.3%
1万人以上5万人未満	272	32.0%
5万人以上10万人未満	31	3.6%
10万人以上	9	1.1%

消滅可能性が高い自治体

51

推計結果(3)(人口移動が収束しないケース)

『地方消滅』

2010～2040年に若年女性(20～39歳)の人口が50%以上減少する市町村

若年女性人口減少率	市町村数(割合)	
50%以上減少	896	49.8%
30%以上50%未満減少	619	34.4%
30%未満減少	269	15.0%
維持・増加	15	0.8%

896団体のうち2040年に人口が1万人を切る市町村数	523	29.1% (58.4%)
-----------------------------	-----	------------------

・「人口移動が収束しないケース」とは、2010～2015年の人口の純移動率がその後もほぼ同じ水準で推移するように、年次別・性別・年齢階級別の純移動率について、プラスの純移動率、マイナスの純移動率別に一定の調整率を乗じて推計したもの。
(『地方消滅』p.30)

消滅可能性都市 896団体

うち 消滅可能性が高い自治体 523団体

消滅可能性都市のうち約6割が人口1万人未満

今後も人口が増加する市区町村

- ・ 2015～2045年に人口が増加する自治体数・・・94団体(全体の5.4%)
(cf. 2014～2022年の人口増加自治体数・・・276団体)
- ・ うち 2020年が増加のピーク・・・1団体
2025年が増加のピーク・・・6団体
2030年が増加のピーク・・・21団体
2035年が増加のピーク・・・32団体
2040年が増加のピーク・・・17団体
2045年にも増加中……………17団体 → 次ページ
- ・ 2014～2022年の人口減少自治体で2015～2045年に人口が増加する自治体数
・・・2団体(東京都御蔵島村と石川県川北町)

(出所)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」。

2045年に人口増加中の市区町村

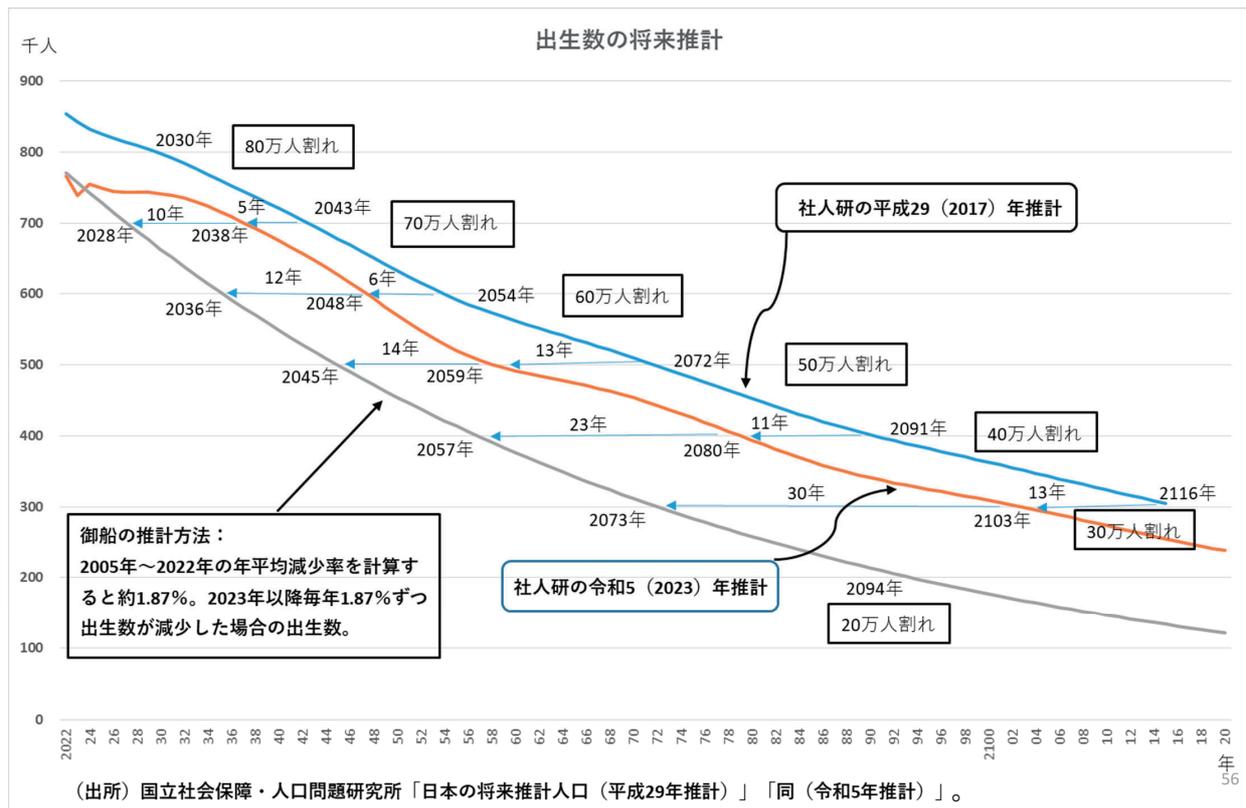
自治体名	人口（人）		指数	
	2015年	2045年	2015年	2045年
東京都 中央区	141,183	190,496	100.0	134.9
東京都 港区	243,283	326,876	100.0	134.4
東京都 千代田区	58,406	77,589	100.0	132.8
沖縄県 中城村	19,454	25,179	100.0	129.4
三重県 朝日町	10,560	13,039	100.0	123.5
愛知県 長久手市	57,598	70,660	100.0	122.7
福岡県 粕屋町	45,360	54,631	100.0	120.4
熊本県 菊陽町	40,984	49,309	100.0	120.3
東京都 江東区	498,109	581,259	100.0	116.7
東京都 台東区	198,073	230,532	100.0	116.4
沖縄県 宜野座村	5,597	6,495	100.0	116.0
熊本県 大津町	33,452	38,819	100.0	116.0
埼玉県 戸田市	136,150	157,599	100.0	115.8
千葉県 流山市	174,373	200,062	100.0	114.7
東京都 品川区	386,855	441,669	100.0	114.2
埼玉県 吉川市	69,738	79,227	100.0	113.6
愛知県 高浜市	46,236	51,926	100.0	112.3

54

人口増＋出生数増＋婚姻件数増の市区町村は消滅可能性都市か？

自治体名	2022年1月1日 現在の人口	2045年の推計 人口	(単位:人, %。▲はマイナス)	
			2015～2045年の若 年女性人口増加率	消滅可能性
北海道東神楽町	10,110	9,379	▲32.9	
北海道東川町	8,390	6,537	▲38.8	
茨城県つくば市	246,541	242,804	▲16.1	
千葉県流山市	204,512	200,062	▲3.8	
東京都千代田区	67,049	77,589	▲2.3	
東京都台東区	203,709	230,532	▲10.5	
石川県かほく市	35,854	28,130	▲27.1	
京都府大山崎町	16,437	12,515	▲24.2	
島根県知夫村	624	315	▲60.6	あり
福岡県福津市	67,851	56,966	▲24.2	
福岡県筑前町	30,105	26,385	▲25.2	
熊本県嘉島町	9,891	8,433	▲19.1	

55



Ⅸ ・結論

- (1) 人口増加自治体はなぜ人口が増加したのか？

共通する要因は見当たらない。→人口増は偶然？一時的現象？

→現在人口が増加している自治体(276団体)でもいずれは人口減少の時期が来る(→2045年に人口増加しているのはわずか17団体)。現在人口が減少している自治体(全体の84%)が今後増加に転ずる可能性はまずない。

- (2) 国や地方自治体の少子化対策・人口減少対策は有効ではなかった。

① 予算が少ない

例: 2021年度予算 地方創生関連予算1兆2,356億円

【基本目標3】「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の予算3,714億円(30.1%)。そのうち、地域少子化対策重点推進交付金の予算38.2億円(【基本目標3】の予算の1.0%)

・結論(つづき)

②支援のポイントがずれている。

- エンゼルプラン以後今日まで、少子化対策＝子育て支援策であった。
- エンゼルプラン開始の際に、政府は少子化の原因の1つに「晩婚化・未婚化」を掲げていたにもかかわらず、それへの対策が大幅に遅れた。ちなみに、少子化対策の基本方針を示した「少子化社会対策大綱」に「結婚」の語が初めて登場したのが2015年であった。今後は未婚者の結婚支援に政策の軸足を移すべきではないか。
- (3)政府(国, 地方)の少子化対策には限界がある。
- 政府は、若者の結婚観・家族観に沿った対応をするしかない。平均初婚年齢の上昇や生涯未婚率の上昇等の傾向は、出生数の減少の加速化を予想させる。
- 少子化の流れの反転を目指す施策よりも少子化を前提とした施策に転換すべきではないか。

58

・結論(つづき)

- (4)(地方創生の目的の1つであった)東京一極集中の是正は実現せず。
- 政令指定都市20市のうち、11市で人口増加(社会増)が起きた。9市は人口が減少した(社会減+自然減)。そして、20市のうち16市で東京都への転出超過が続いている(例外はごく最近の横浜市, 川崎市, 千葉市, 相模原市だが、「東京圏」で考えると転出超過は起きていない)。
- 地方創生関連予算のうち、東京一極集中是正のための予算は【基本目標2】「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」の予算に当てはまるが、予算額が非常に少ない。2021年度当初予算で見ると、この項目の予算額は414億円であり、地方創生関連予算1兆2,356億円のわずか3.4%に過ぎない。2015～2021年度の合計で見ても、当該予算は全体の2.1%(コロナ関係予算を除いて計算しても2.7%)である。

59

・参考文献

- 大西康之(2022)『流山がすごい』(新潮新書).
- 赤川学(2017)『これが答えだ！ 少子化問題』(ちくま新書).
- 阿部正弘編著(2016)『少子化は止められるか？—政策課題と今後のあり方』有斐閣.
- 加藤久和(2016)『8000万人社会の衝撃—地方消滅から日本消滅へ』(祥伝社新書).
- 牧野知弘(2020)『人が集まる街, 逃げる街』(角川新書).
- 増田寛也編著(2014)『地方消滅—東京—極集中が招く人口急減』(中公新書).
- 松田茂樹(2021)『[続]少子化論—出生率回復とく自由な社会』勁草書房.
- 御船洋(2022)「日本の少子化対策を振り返る—少子化対策予算の分析を中心に—」飯島大邦編著『人口と公共政策』(中央大学出版部) pp.113~150.
- 御船洋(2023a)「地方自治体の少子化対策の現状と課題—地域少子化対策重点推進交付金事業を中心に—」『商学論纂』(中央大学)第64巻第5・6号, pp.303~347.
- 御船洋(2023b)「地方自治体の人口増加要因に関する考察—なぜ一部の市区町村だけ人口が増加するのか—」『商学論纂』(中央大学)第65巻第1・2号, pp.213~245.
- 矢尾板俊平(2022)「地方創生施策の中間評価—都道府県・政令指定都市における人口動態に基づく考察—」飯島大邦編著『人口と公共政策』(中央大学出版部) pp.235~258.
- 山田昌弘(2020)『日本の少子化対策はなぜ失敗したのか？—結婚・出産が回避される本当の理由』(光文社新書).

60

第1回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（堀場座長）

議事概要

【日時】 令和5年6月23日（金）18:00～19:30

【出席者（学識委員）】

堀場座長、中井座長代理、赤井委員、木村委員、國崎委員、佐藤委員、
糸戸委員、橋本委員、花井委員、林委員、福重委員、御船委員、望月委員

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
「地方自治体の少子化対策・人口減少対策」
- 3 閉会

【議事概要】

「地方自治体の少子化対策・人口減少対策」

（1）説明

発表資料に基づき、御船委員より説明。

（2）質疑応答

- 資料7ページの婚姻件数には再婚の件数が含まれていると考えるが、再婚件数を分離することはできないのか。離婚率は結構最近上がっていると思われるため、実態的な初婚の件数というのはこれよりもさらに少ないのではないかと考えられる。
→データがないため分離は難しい。国が調査している人口動態からも算出できないと思われる。
- 25ページの少子化対策の予算推移について、民主党政権時に子ども手当導入で上昇し、児童手当に戻して所得制限を設けた影響で2012年に落ちる。その後、2020年に保育料無償化で上昇したという説明があった。それ以外も

全体的にかなり右肩上がりでは上がっているが、何が増えた結果このような増加傾向になっているのか。

→待機児童数の削減のための保育施設の充実や、子ども・子育て支援制度など、いろいろな制度や施策を展開しており、おそらくその反映かと思われる。

○ 58 ページの「結論（つづき）」というところで、②の支援の遅れやポイントのずれという点は間違いないかと思う。それを裏づけるのは、26～27 ページの記載の重点課題の変遷かと思うが、1期、2期というのは本当に少子化対策なのかなとふと疑問に思った。4期ぐらいになると、ターゲットがかなり絞られてきているような気がする。もしかしたら2015年あたりからターゲットが絞られてきて、それが予算配分対象になってきているということはないか。

→地方創生施策が本格的に始まった時期が4期。それで、結婚から出産までを包括的に支援するというふうにややトーンが変わった。その反映かと思われる。

○ 政令指定都市でも人口が減少するというのはある意味当然で、人口供給サイドの動きがどんどん止まってきて、もうそれ以上入ってこないのであれば当然、人口は減る。

ただ、それですごくいいことを書かれているなと思ったのは、結論として58ページに、少子化を前提にした政策に転換すべきだと、少子化を止めるということに関して積極的にできないのだったら、少子化を前提にした政策に転換すべきである箇所。もうちょっと具体的にどういうことを意味しているのかというのを教えていただきたい。

→例えば、移民（外国人の受け入れ）の本格的な検討といったことが挙げられる。

○ 婚姻や出産、子育ては、各家庭の結婚観や家族観に沿ったものであるから、政府が積極的に介入するべきなのかについて国民的な議論ができないのであれば、これはもう少子化を前提にするしか方法はないと思う。そう考えると

極端ではあるが、少子化を改善するというにはある種幻想かもしれないと最近思っているが、いかがか。

→少子化問題の専門家や人口学者などによる意見は言い尽くされているにもかかわらず、少子化は少しも改善されない。あとはもう実行あるのみであり、最近では以前よりも少子化対策にお金をかけるようになってきたが出生数は減っている。この現実を見れば、少子化対策の効果に疑問が湧くのは当然である。

○ その場合、財政措置なり予算規模を下げることを主張しているのか、維持又は増額を主張しているのか。

→少子化が進んで、今のサービスをそのままにしておけば、予算は少なくて済むが、一定水準の水準を維持するため、つまり反転増加はしないがこれ以上減らさないために少子化対策を頑張るという選択肢もあると考えている。

○ 家計調査等々でみると、要するに所得階層の高いところと低いところに子どもが多い。中間層は少ない。この原因は、教育費の問題だという者もいるが、教育費というのは大学卒業までのお金であって、幼稚園に要するお金だけではない。教育費が非常に上がっている状態の中で、突っ込むべきお金が少な過ぎるというのが、多分御船先生の結論と全く同じだと思う。その問題を解決しないと少子化対策はできない。

→1つのポイントだけでは絶対解決策にならないからパッケージをつかって、まとまった金額を充当しなければならない。はたしてそれだけの予算が付けられるかどうかの問題だと思う。

○ 少子化、高齢化というのは、日本だけではなく世界の流れだと思う。特に先進国においては、高齢化はどの国においても恐らく重要な問題である。それに対する対応は国によって違うと思うが、方向性を考えるときに、これは経済問題なのか、社会問題なのかというので、結構取り組み方が変わるのではないかと思う。

経済問題として取り上げている例としてはオーストラリアがある。経済問題として、例えばどうやって移民で補っていくかということで勝負している。これに対して、北欧は社会問題として、町が寂しくなる、人口が急減すると生活に支障が出ると捉えており、取組はアングロサクソン系の国とかなり違うかなと思う。日本としてもどういう方向で人口問題を捉えるかというのはすごく興味深いところだが、先生はどうお考えか。

→今年の4月に社人研が将来人口推計を出しており、2070年に外国人が1割になるという予測を立てていると聞いている。人口は100万人ぐらい減るが、その分生産年齢人口の年代の外国人を入れる、9人ないし10人に1人は外国人という社会になるという前提が社人研の推計で置かれているということになる。令和臨調も将来的に2070年に人口の1割を外国人にすべきだという提言をするという記事もあったりして、そう考えると労働力補完という、これは経済的な観点になるかと思う。

→社人研の推計についてはいろいろと議論があって、年金の財政検証に関わっているのではないかという話もある。つまり、人口、特に勤労人口が減ると社会保険料が減るので、年金財政がもたない。外国人が1割になるかどうかは誰にも分からないが、1割にしなければ、恐らく年金保険料を十分徴収できず、財政の持続性が問われることになる。ちなみに、次の年金の財政検証の年は2024年である。

→必要なのは多分経済的な支援だけではない。雇用の安定や賃金の伸びなど。財政の問題は必要条件だけど、十分条件ではないと思う。徹底的な労働市場改革や規制緩和をやるしかないと思う。また、介護は社会化した一方で、子育てをする責任はどうして家庭にあるのかということも考えてもいいと思う。

→移民を入れたとしても、やはり人口がある程度下がっていったとき、日本が持続可能であるために、どうあるべきなのか。できるだけ、人口が減ったらその分だけ歳出が減るようにすべきである。規模の経済性があるから、なかなか歳出は減らせないと思うので、人口が減っても税収は確保できるよう、生産性を上げるなどの方向も考えながら人口対策をやっていくほうが、悪くなるスピードを抑え込めるのではないかと思う。

○ 13 ページの人口増と出生増、婚姻件数の関係図について、計算をした結果、16%ぐらいしか婚姻件数が増えても人口増に結びついていないというのは非常に低いなという印象を受ける。政策の選択として、婚姻の支援というのがそれほどは評価できないのではと思うが、先生のお考えがあれば。

→このような結果になっている理由は、婚姻件数と人口減少数の大きさの違いにあるようだ。婚姻件数の増加数は圧倒的に1桁台が多く、2桁の増加はごく一部（最大は金沢市の59件増）である。一方、婚姻件数が増加していて人口が減少している138団体の人口減少程度は、3桁以上の自治体数が9割以上を占めている。このような増減数の桁に大きな違いがあるため、婚姻件数の増加が人口の増加につながっていないようにみえる結果となっているものとする。

総務省「地方分権基本問題研究会」
デジタル時代の地方税の課題とあり方
: 地方法人二税、個人住民税、車体課税を中心に

佐藤主光(もとひろ)
一橋大学経済学研究科教授・研究科長

1

地方税の現代化

- 今回の政府税制調査会では地方税の見直しが進まなかった
- わが国税制の現状と課題(令和5年6月)「地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進め、持続可能な地方税財政基盤を構築することが必要です。」
- 現行の地方税は20世紀的
- 個人住民税(所得割)は前年所得課税⇒非正規雇用等の所得の不安定や短期滞在の外国人労働者等に対応できない
- 自動車税・軽自動車税は排気量(エンジンの大きさ)に応じた課税⇒電気自動車(EV)の登場、「保有から利用」への変化に対応できない
- モノ(従業所)、事業所に基づく法人二税(法人住民税・事業税)の分割基準⇒経済価値を反映していない
- ✓ デジタル化が進む中「価値の創造」された場所を特定することは難しい

2

地方税の現代化: 其の二

従前	地方税の現代化
自治体の限られた徴税能力を前提に「簡便性」を重視した課税	デジタル(ICT)技術を最大限活用した徴税
法人税の分割基準＝従業員数・事業所数	経済価値に応じた分割基準
自動車税＝エンジンの大きさ(排気量)に応じた課税	自動車の「利用」に応じた課税
個人住民税＝前年所得課税(賦課課税)	収入をリアルタイムに捕捉した現年所得課税(源泉徴収・申告納税)

3

法人税の分割基準

4

○ 法人事業税・法人住民税の分割基準（平成29年4月1日現在）

	事業	課税方式	分割基準
法人事業税	非製造業	収入割	課税標準の1/2：事業所等の数
			課税標準の1/2：従業者の数
	製造業	所得割 付加価値割 資本割 (注3)	従業者の数 (資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)
	鉄道事業・軌道事業		軌道の延長キロメートル数
	倉庫業		事業所等の固定資産の価額
	ガス供給業	収入割	課税標準の3/4：事業所等の固定資産で発電所の用に 供するものの価額
	電気供給業 (注2)		送配電事業
送配電事業			課税標準の3/4：発電所に接続している電線の電力容量 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額
小売電気事業	課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者の数		
法人住民税 (法人税割)			従業者の数

- ・「事業所等」とは、「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所」をいう。
- ・「従業者」とは、「俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者」をいう。

5

平成29年度東京都税制調査会答申（抜粋）

II 税制改革の方向性

2 法人課税

(4) 地方法人課税の分割基準のあり方

- ・ 複数の地方自治体で事業活動を行う法人の場合、課税権の帰属が問題となるため、その調整が必要となる。この際、調整の指標となるのが分割基準である。
(中略)
- ・ 法人の事業活動規模を最もよく表す指標は付加価値であるとされており、付加価値の構成要素に応じた分割基準とすることが望ましく、その構成要素のうち最も大きい割合を占める人件費を用いることは合理性があると考えられる。
- ・ また、域外からの通勤者も含めて、当該地域に立地する法人の従業者が行政サービスを受~~受~~するという面もあり、税制の簡素化という視点も鑑み、人件費の代替指標である従業者の数は、簡便な基準としてふさわしいものである。

6

参考：法人事業税の分割基準と格差是正

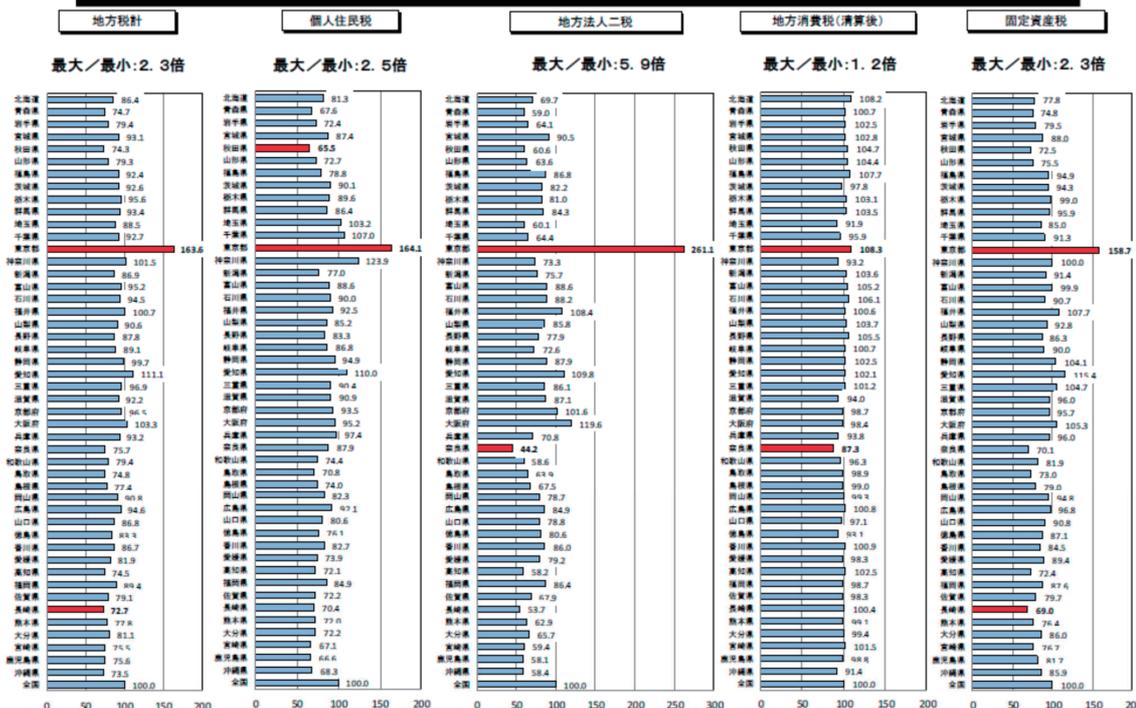
過去の答申（分割基準のあり方）

分割基準のあり方（平成30年度答申）

- 法人の事業活動規模を最も的確に表す指標は付加価値。付加価値の中で最大の割合を占める人件費を用いることは合理性がある。従業者の数は人件費の代替指標であり簡便な基準
- 財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせる

出所：東京都税制調査会

人口一人当たりの税収額の指数（令和3年度決算額）



出所：総務省資料 41.4兆円

12.8兆円

6.4兆円

6.2兆円

9.3兆円

分割基準に関する地方団体からの意見（抜粋）

茨城県「平成30年度国の施策及び予算に関する提案・要望」（平成29年6月）

- 法人事業税の分割基準の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、製造業において、事業活動の大きさを反映する指標として物的要素である有形固定資産等（土地を除く）をベースにしたものを導入するなど、より客観性のある指標とすることを基本とすること。
- また、太陽光発電施設について、建設時や発電時において立地する都道府県から行政サービスを受しているものであるから、本県内に人員を有する事務所等を置いていない場合においても分割基準の適用対象に加えること。

佐賀県「国への政策提案（平成29年度）」（平成29年5月）

- 親会社と100%出資子会社については、課税標準額の算定にあたり、親・子会社を一企業体とみなし、合算した額を適用すること。
- 事務所等の定義を見直し、フランチャイズ店舗等を委託企業（本社）の「みなす店舗」として適用対象に加えること。
- メガソーラー等の発電施設を「みなす事業所」として適用対象に加えること。

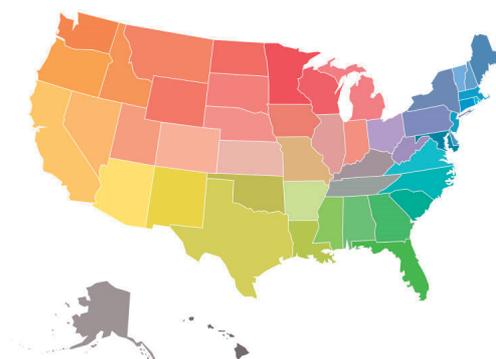
出所：東京都税制調査会資料（平成30年7月20日）

9

米国州法人税の分割基準

伝統的分割基準

$$\left[\frac{\text{州内財産額}}{\text{総財産額}} + \frac{\text{州内給与額}}{\text{総給与額}} + \frac{\text{州内売上額}}{\text{総売上額}} \right] \times \frac{1}{3}$$



- ・ 我が国の分割基準との違い

□モノ＝従業員・事業所ではなく、経済価値＝財産・人件費・売上に応じた分割基準

✓ 近年、「売上基準」に比重が高まっている⇒「市場地域（州）」における課税

10

参考:

図表 3 アメリカ合衆国の州法人所得税・州売上税の変更

	ネクサス基準の見直し	所得配分基準の見直し	
州法人所得税	「物理的拠点」を有する事業者のみが課税対象 ⇒ 「物理的拠点」を必須としない	資産・労務費・売上の各割合を用いた所得配分 ⇒ 売上割合を重視した所得配分 サービス売上については、サービス提供地にて計上する ⇒ サービス売上については、サービス消費地にて計上する	消費地の課税権強化 (税収の増加)
州売上税	「物理的拠点」を有する事業者のみ源泉徴収義務を課す ⇒ ①「物理的拠点」の範囲を広げる(アマゾン税) ②「物理的拠点」を有しない事業者にも源泉徴収義務を課す(Wayfair判決後の流れ)	— (従前より消費者が負担。ただし、ネクサス基準見直しにより課税逃れが減り、公平な負担が実現)	

(出典) MURC 作成

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/material/pdf/r0203/digi/1-4.pdf>

11

政府税制調査会海外調査報告(米国)

令和4年9月7日

- 「一方、州税のレベル(州間の課税権)で、国際課税の議論を先取りするような議論が行われて おり、例えば、法人税(州税)に関して、ある州において、物理的なオフィスは存在しないが、テレワークを行っている社員がいる場合、その州にも法人税の課税権を認めるべきかといった議論がある。」
- 住んでいる州とは別の州で働いている人がたくさんいる。その場合、どの州が課税するのかという問題がある。課税ベースをどこに置くかという問題が、ここ数年、重要性を増してきている。【タックス・ポリシー・センター】
- 議論になっている点として、**ニューヨーク州は7年前から法人税は仕向地ベースとなっている**が、ニューヨーク州には金融機関が多いため、投資顧問業の場合、ニューヨークで事務所を構えても、サービスの提供相手であるファンドの所在地がケイマン諸島やバミューダにあると、ニューヨーク州で課税が行われないという話があった。2、3年前に法律を改正する動きがあり、まだ法案の段階だが、投資顧問業を営んでおり、取引相手がファンドのような場合、基本的には、ニューヨーク州で実質的な業務が行われた場合には、ニューヨーク州でサービスの提供が行われたものとみなすという内容となっており、かなり反響を呼んでいる。【KPMG】

12

(分割基準のあり方)

地方法人二税においては、従業者の数や事務所等の数により課税標準を分割していますが、産業構造が大きく変化するとともに、事業活動の形態や働き方などは多様化しています。例えば、近年、産業別のGDPに占める製造業の割合が低下する一方、サービス業の割合が高まっています。また、インターネット取引が増加するとともに、AIやICTを活用した無人の店舗や倉庫、工場等も事業活動における重要な拠点となっており、その傾向は今後とも進展していくと想定されます。

分割基準は、法人の事業規模などを的確に表すことが必要であることから、こうした社会経済状況の変化を踏まえた分割基準のあり方について、不断に検討していくことが必要です。

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題」(令和5年6月)

13

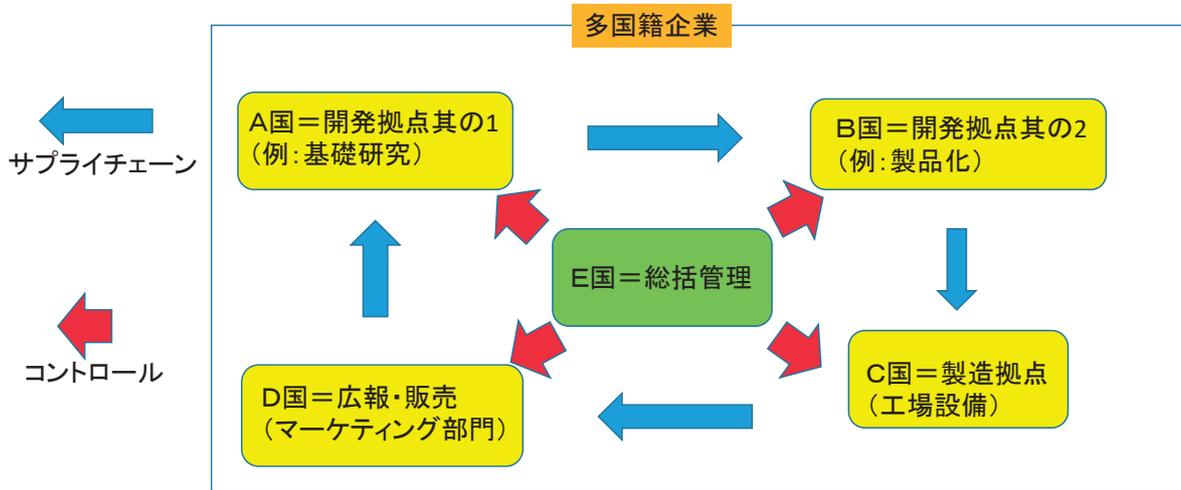
参考:新しい経済環境

- 新しい経済環境(グローバル化・デジタル化)に即した税制の構築
- グローバル化＝国境を越えたヒト・モノ・カネの移動
- ✓ 実物投資だけではなく、利益＝カネを巡る国家間競争
 - 例:租税競争と租税回避(BEPS:Base Erosion Profit Shifting)の補完関係
- デジタル化＝事業所等恒久的施設(PE)を必要としないビジネスモデルとプラットフォームの発展
 - ⇒源泉地(where value is created)における課税が困難に
- ✓ シェアリングエコノミー＝B(事業者)toC(消費者)からCtoC(消費者間取引)への転換
- 税制改革の選択肢
 - 課税強化＝デジタル課税・(海外子会社への対価等に対する)源泉徴収課税
 - 抜本的改革＝源泉地から仕向け地(最終消費地)主義への転換？

14

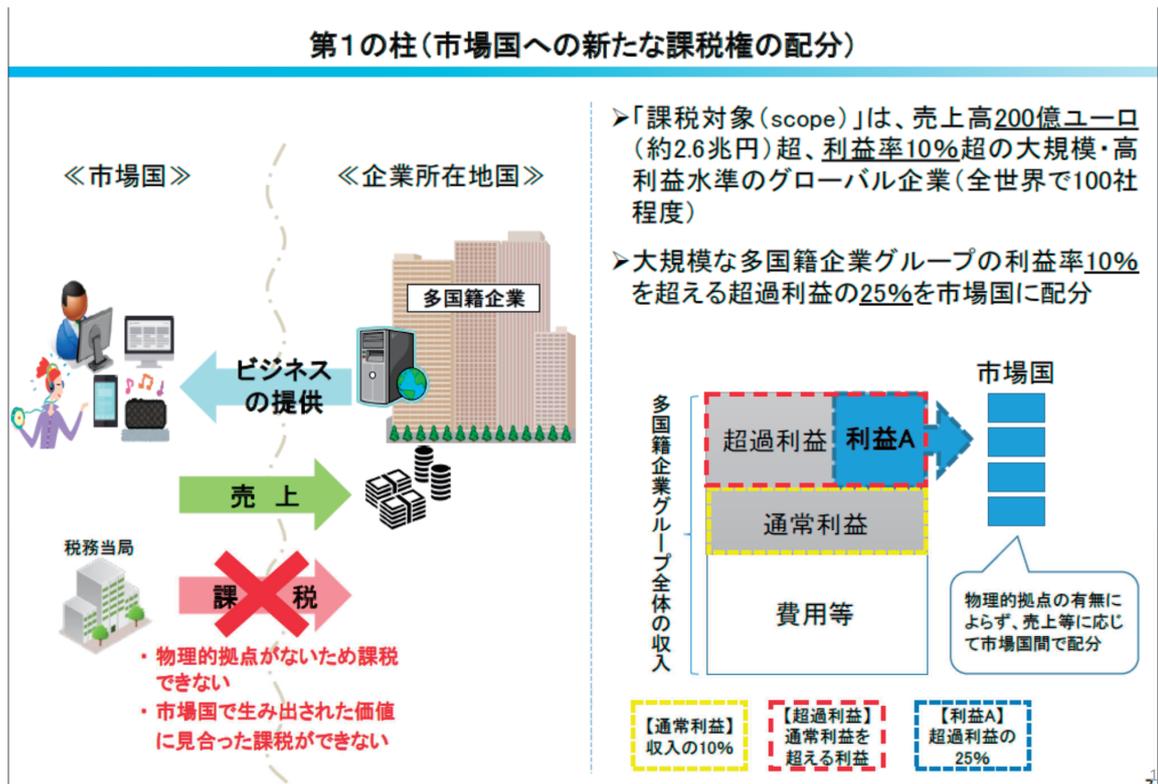
価値の創造・・・

国際課税の原則＝価値が創造された場所での課税(OECD)⇒どこで価値は創造されるのか？



15

第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)



財務省

16

消費地(市場国)課税へ

- 下院共和党(米国)の「仕向け地主義キャッシュフロー税」(国境税)の提案(2016年6月)
- デジタル企業等の残余利益(Non-routine profit)を市場国(「ユーザー参加」(user participation)や「マーケティング上の無形資産」(marketing intangible)に着目)に配分して課税するOECD案(2019年5月)

⇒いずれも消費地に課税権を認める改革案

- 「価値を創造」する拠点としての事業所等、恒久的施設(PE)が存在しない、あるいは不明確なとき、存在が明確な(かつ国境を越えた移動性の少ない)消費に着目

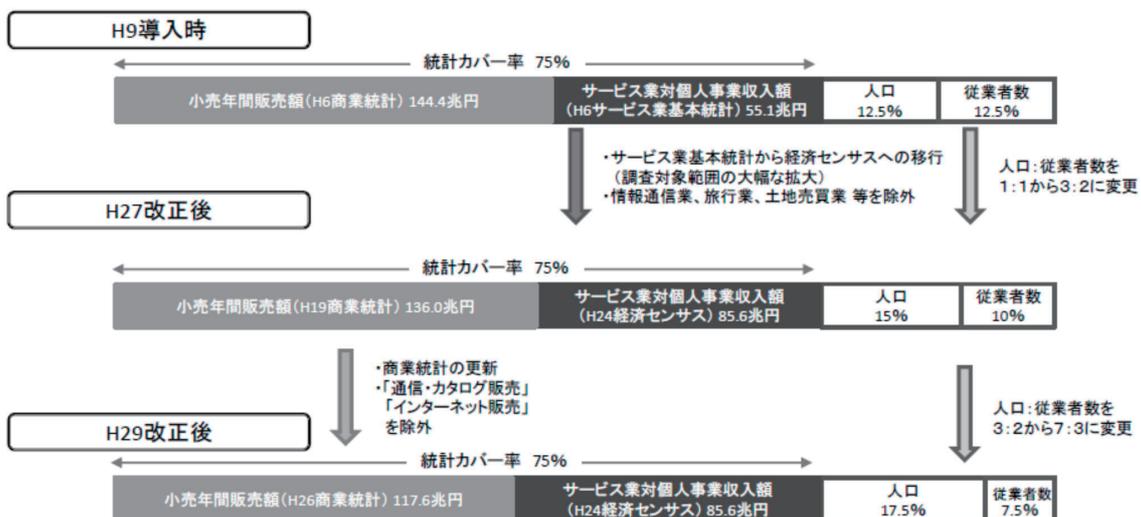
➢ 多国籍企業等の利益移転に対して中立的⇒租税回避を誘発しにくい

□ 経済のグローバル化・デジタル化への対応としての消費地(仕向け地主義)課税

- 中期答申「デジタル・プラットフォーマーの新たなビジネスモデル等に適切に課税できるようにすると同時に、製造業を中心とする投資輸出国であることを踏まえ、市場国に与えられる新たな課税権の対象を適切に設定することが重要である。

17

参考: 地方消費税の清算基準



出所: 地方消費税に関する検討会報告書(平成29年11月)

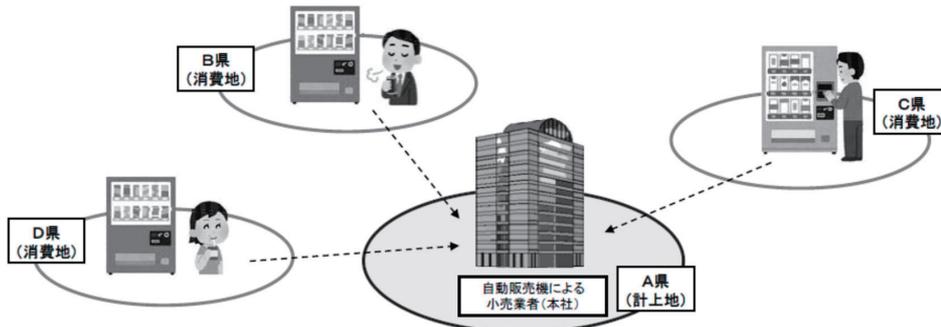
18

【販売形態別】 自動販売機による販売について

○産業分類別の商品販売形態別

…店頭、通信・カタログ、インターネット、自動販売機など、商品の販売形態別に分類したもの

➡ H29改正で除外することとした「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」と同様に統計の計上地と最終消費地のズレが発生していると考えられる「自動販売機による販売」については除外すべき。



出所: 地方消費税に関する検討会報告書(平成29年11月)

19

地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

〈見直し案〉

① 清算基準に使用する統計データのうち、以下のものを除外する。

	除外する統計データ	除外の理由
小売 (商業統計)	百貨店 ^(※) [4.9兆円]	持ち帰り消費等が多い
	家電大型専門店 ^(※) [4.4兆円]	
	衣料品専門店 ^(※) [2.4兆円]	
	衣料品中心店 ^(※) [3.1兆円]	
	自動販売機による販売 [1.2兆円]	
医療用医薬品小売 [5.5兆円]	非課税取引に該当	
サービス (経済センサス)	建物売買業 [2.9兆円]	売上額を本社等に一括計上
	娯楽に付帯するサービス業 [0.6兆円]	
	社会通信教育 [0.005兆円]	
	不動産賃貸業 [0.4兆円]	非課税取引に該当
	不動産管理業 [1.8兆円]	
	医療・福祉 [31.1兆円]	
火葬・墓地管理業 [0.04兆円]		

※ 「通信・カタログ販売」(H29改正で除外済み)、「インターネット販売」(H29改正で除外済み)、「自動販売機による販売」によるものを二重に除外することのないよう調整。

出所: 奈良県税制調査会資料(平成30年3月26日)

20

炭素国境調整措置

- EUは、域内における気候変動対応にかかるコストの増加により、産業が国外に流出するとともに、世界の温室効果ガス排出量が増加すること（カーボンリーケージ）を防ぐために、域内外における調整措置を検討中。

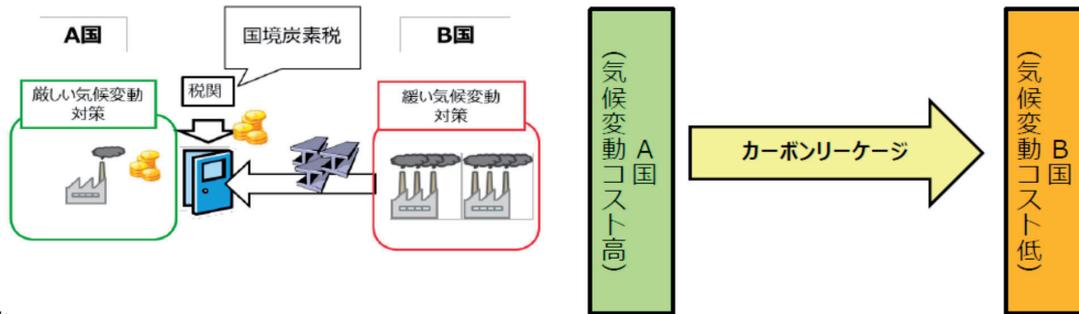
<炭素国境調整措置>

- ✓ 炭素国境調整措置とは、気候変動対策が不十分な国からの輸入品に対して、調整措置を講じる政策手法。
- ✓ 例えば、排出量の多い国からの輸入について、国境において関税を賦課することが考えられる。

<カーボンリーケージ>

- ✓ 気候変動対応にかかるコストが高い国から産業が国外流出。
→A国経済に悪影響。
- ✓ A国、B国全体で見たら排出量総量は削減しない。
→世界全体の排出削減の観点から意味がない。

(例：国境炭素税を課す場合)



経済産業省

21

個人住民税の現年課税化

22

個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めるとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

23

個人住民税の課税上の問題

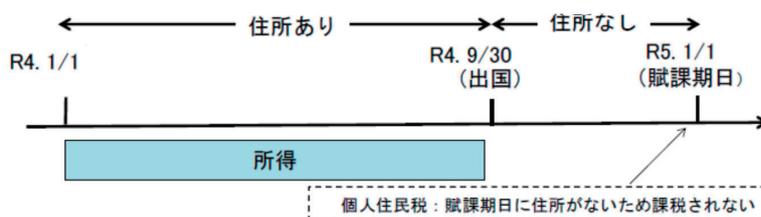
出所：東京都税制調査会

○ 個人の所得課税において、前年の所得に対して課税する個人住民税は、所得の発生から時間的間隔を置かず課税(以下「現年課税」という。)する所得税と異なり、課税・納税までのタイムラグが生じている。例えば、不動産売却に係る譲渡所得等、ある特定の年に大きな所得が発生した場合、翌年、高額な納税負担になる。

○ 賦課期日(1月1日)直前の海外転居や外国人労働者の帰国等、前年所得がありながら課税できない場合も多い。

賦課期日前に国外へ転居した場合の課税

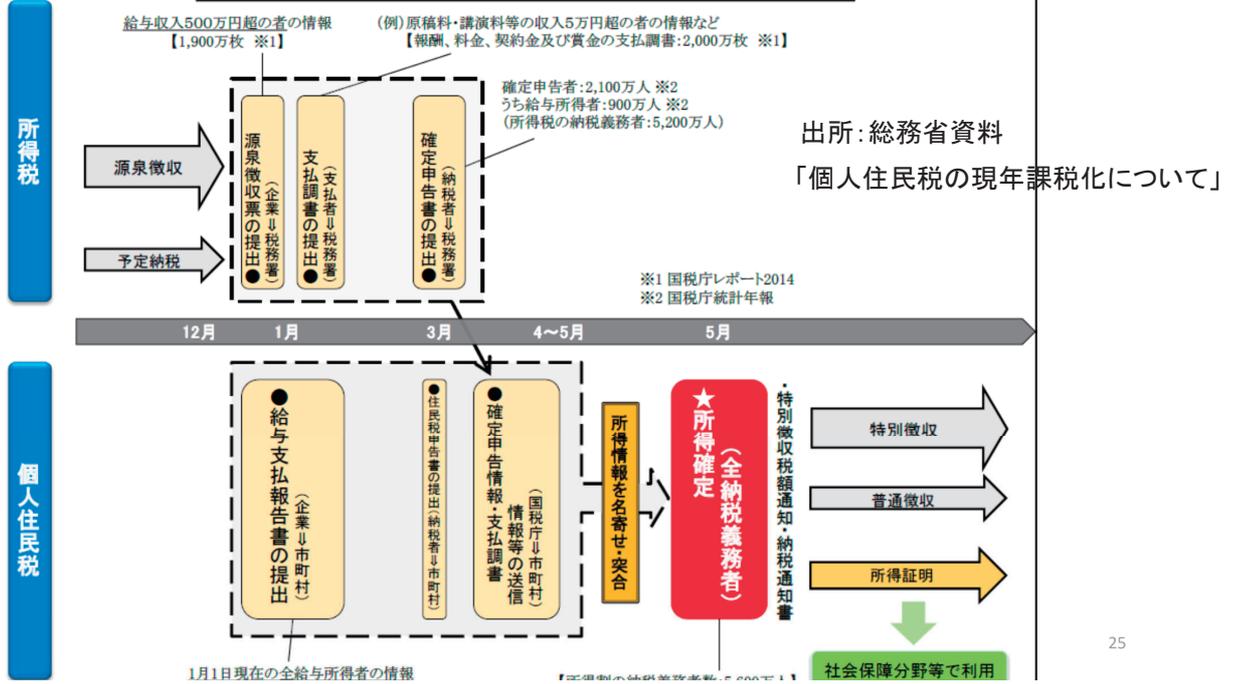
(所得を得ていた者が年の途中に出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合)



注 総務省自治税務局市町村税課「平成30年度個人住民税検討会報告書(平成31年3月)より作成。

24

所得税・個人住民税における所得把握イメージ



25

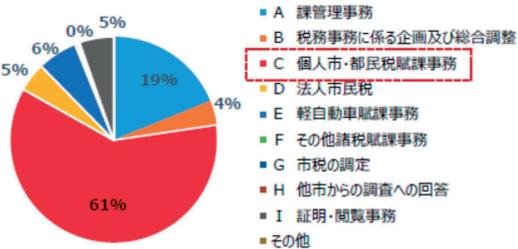
2 市民税業務の職員体制及び業務量

- 特徴
- 正規職員が多くを占めている。
 - 個人住民税賦課事務 (61%) の業務量が多い。
 - 個人住民税賦課業務 (市民税係・特別徴収係) では繁忙期が1月~6月にある。

<職員体制 (2018年4月1日現在)>

項目	総務係	贈税証明係	市民税係	特別徴収係	計
正規職員数	3人	11人	14人	17人	45人
嘱託職員数	0人	1人	1人	1人	3人
臨時職員数	0人	1人	3人	1人	5人
計	3人	13人	18人	19人	53人

<正職員年間業務量比率 (2016年度)>



<月別時間外勤務の推移 (2017年)>



出所:町田市自治体間ベンチマーキングシンポジウム³

26

参考：市民税業務

C 個人市・都民税賦課事務

業務中分類

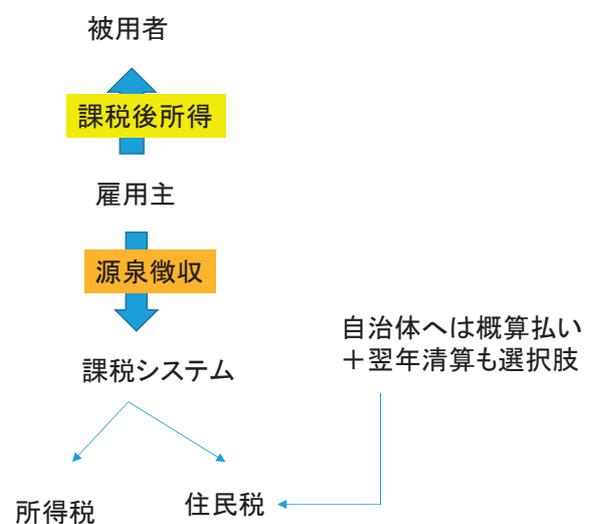
- | | |
|------------------------|------------------------|
| ①【当初】申告受付準備 | ②【当初】個人課税資料の收受とエラーチェック |
| ③【当初】市・都民税の賦課金額の決定及び通知 | ④【随時】法定調書の処理 |
| ⑤【随時】扶養親族調査 | ⑥【随時】未申告調査 等 |

出所：町田市自治体間ベンチマーキングシンポジウム

27

個人住民税の現年課税へ

- ・ 現行＝住民税（所得割）は前年所得課税＋自治体による徴収
- ✓ 地方分権の本旨に即する？
- ・ 現場では大きな業務負担
- ⇒ 業務改革としての所得課税の徴収一元化
- 例：カナダの連邦・州所得税
- 課税ベース＝前年所得から現年所得へ
- 課税形式＝賦課課税から申告（源泉徴収）課税へ
- 徴税技術＝ICTを活用
- ⇒ 徴税コスト・納税コストの緩和



28

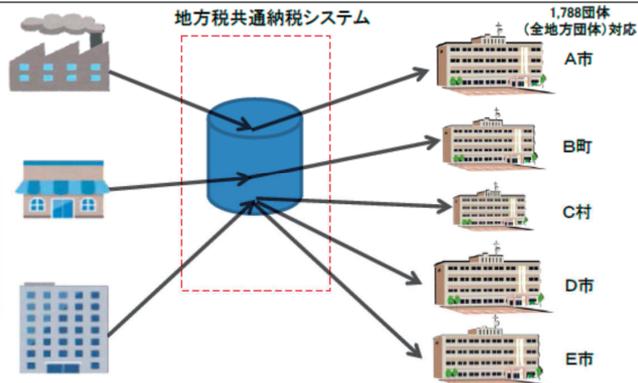
地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
 - eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。平成31年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。
- ※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

概要

＜企業による納税＞

- 地方法人二税等
申告件数：約427万件（法人市町村民税の場合）
- 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）
納税義務者数：約4,063万人
※支払回数：年12回
- 事業所税
申告件数：約12万件



出所：総務省資料

29

給与所得の源泉徴収税額表（令和5年分）

（一）月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
	89,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
	90,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
	91,000	290	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
	92,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
	93,000										
	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
	94,000	440	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
	95,000	490	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
	96,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
	97,000	590	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500

30

源泉徴収票

- 毎月の源泉徴収を通じて税務署は**個人の収入を捕捉しているわけではない。**
- ✓ 分かるのは源泉徴収の総額のみ……
- ✓ 個人の収入は源泉徴収票で把握
- 源泉徴収票=1年間の収入と納付した所得税額を記載した書類
- ✓ 源泉徴収・年末調整の後に作成

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	(受給者番号)											
	(役職名)											
	氏名 (フリガナ)											
	名											
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の合計額			源泉徴収税額		
	円	千	円	円	千	円	円	千	円	円	千	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額			控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数			障害者の数 (本人を除く。)		
有	無	有	無	特	定	老	人	内	人	従	人	人
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額			
円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円
(摘要)												

31

参考: 社会保険料の徴収

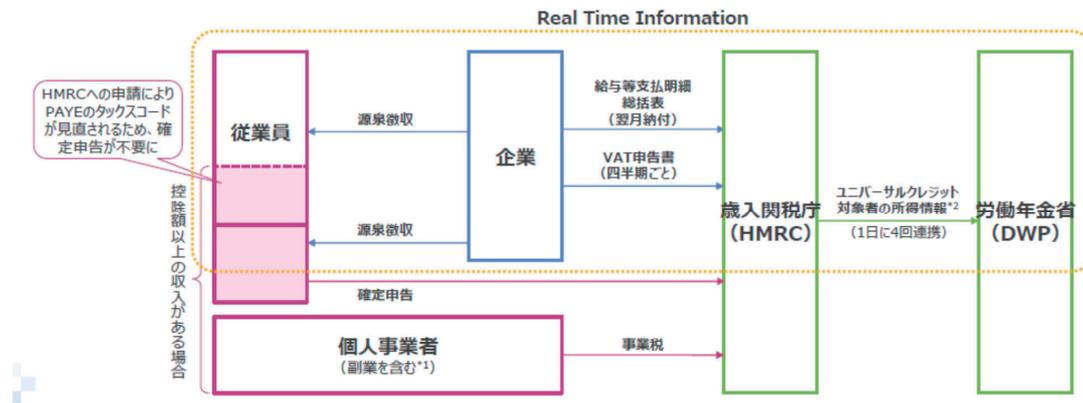
- 標準報酬月額=従業員の月々の給料を1~50の等級(厚生年金は1~32)に分けて表す
- 毎月の給料額をもとに保険料を算出するのではなく、複数月の平均(4~6月の3カ月)から算出された標準報酬月額によって、社会保険料の計算を簡便化

等級	標準報酬月額	報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.81%		11.45%		18.300%※	
		円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	63,000	63,000	5,689.8	2,844.9	6,641.0	3,320.5		
2	68,000	63,000	73,000	6,670.8	3,335.4	7,786.0	3,893.0		
3	78,000	73,000	83,000	7,651.8	3,825.9	8,931.0	4,465.5		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,632.8	4,316.4	10,076.0	5,038.0	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,613.8	4,806.9	11,221.0	5,610.5	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,202.4	5,101.2	11,908.0	5,954.0	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,791.0	5,395.5	12,595.0	6,297.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,575.8	5,787.9	13,511.0	6,755.5	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,360.6	6,180.3	14,427.0	7,213.5	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,145.4	6,572.7	15,343.0	7,671.5	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,930.2	6,965.1	16,259.0	8,129.5	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,715.0	7,357.5	17,175.0	8,587.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,696.0	7,848.0	18,320.0	9,160.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,677.0	8,338.5	19,465.0	9,732.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,658.0	8,829.0	20,610.0	10,305.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,639.0	9,319.5	21,755.0	10,877.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,620.0	9,810.0	22,900.0	11,450.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,582.0	10,791.0	25,190.0	12,595.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,544.0	11,772.0	27,480.0	13,740.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,506.0	12,753.0	29,770.0	14,885.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,468.0	13,734.0	32,060.0	16,030.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,430.0	14,715.0	34,350.0	17,175.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,392.0	15,696.0	36,640.0	18,320.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,354.0	16,677.0	38,930.0	19,465.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,316.0	17,658.0	41,220.0	20,610.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,278.0	18,639.0	43,510.0	21,755.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,221.0	20,110.5	46,945.0	23,472.5	75,030.00	37,515.00

32

英国のリアルタイム・インフォメーション

- 企業は年末調整が不要になり、特に年度途中の就退職者に関する報告が簡素化された
- 年度途中でのPAYEのタックスコードの見直しにより確定申告が必要な個人は減少、金額も減少
- HMRCやDWPは個人の就業・離職の情報を月次で把握することが可能



出所: (株)NTTデータ経営研究所「英国のリアルタイム・インフォメーション」2021年5月19日

33

参考:リアルタイムの支援

- コロナ禍では「収入(所得)の急減した家計・事業者」への支援が求められていた
- 政府は「収入の急減」が把握できない⇒平時からリアルタイムの所得捕捉が必要
- ✓ 所得情報は公共財=徴税目的だけではなく低所得層への給付のための所得捕捉
- ✓ 高所得層に課税するだけでは再分配は達成されない⇒課税と給付の連結で所得再分配が完結

参考:英国のリアルタイム情報システム

- 源泉徴収を行う雇用主から前月の収入情報を取得
- 所得情報を給付(ユニバーサルクレジット)に反映⇒前月の収入に応じた給付が実現
- 我が国では給付を担う自治体の所得情報は前年所得
- 非正規・フリーランスなど収入が不安定な家計が増える中、リアルタイムの所得情報を反映した給付の仕組みが必要

34

課題と対応

課題	対応
1月1日の所在地が把握できない?	源泉徴収時に居住する自治体に納税
超過課税が自治体にとって異なる	超過課税分は翌年に清算
年末調整が必要	働き方の多様化で今後、源泉徴収・年末調整では完結しない労働者が増加 →源泉徴収の精緻化
毎月の収入が捕捉できない	リアルタイム情報システム(英国)の採用 →課税のみならず自治体の給付にも反映

35

タックスコンプライアンスコストの推計方法

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の値を使用

$$= (\text{税務手続き※に要する延べ所要時間}) \times (\text{時間当たり賃金}) + (\text{税務手続き※に要する外部委託費用})$$

※調査対象とする税務手続きの範囲については、

(対象税目) 法人税関連(法人税、法人税関連租特、地方税)、消費税、固定資産税・事業所税 (※所得税・社会保障は含まない)

(対象手続) データ収集、会計システム入力(会計上の財務諸表作成以後の調整手続き)、課税額の計算、申告書等の作成・提出等

※前回調査時: データ収集、会計システム入力、決算書の作成(会計を目的とする業務含む)、(以下略)

<タックスコンプライアンスコストの計算結果>

【大企業】

【中小企業】

	標本数 (社)	平均値 (万円)	中央値 (万円)	最小値 (万円)	最大値 (万円)		標本数 (社)	平均値 (万円)	中央値 (万円)	最小値 (万円)	最大値 (万円)
2019	1837	243.9	163.9	9.5	1464.1	2019	608	145.0	115.8	6.3	600.9
2019 ※会計含む	1685	619.5	315.3	18.7	3721.7						
2018 ※会計含む	2148	242.9	280.1	9.0	1612.6						

(注)アンケート回答のうち、法人税関連、消費税、固定資産税・事業所税にかかる作業時間につき回答のある企業を対象に集計(当該所要時間が全てゼロの場合は除く)
(注)ただし、いずれの категорияについても、タックスコンプライアンスコストの値が上位

4

経済産業省「タックスコンプライアンスコストに関するアンケート調査結果について」(令和3年3月)

36

所得課税徴収の一元化

- 所得課税徴収の一元化＝住民税(所得割)の現年所得化

➢ 納税者(源泉徴収者)＝納税が一か所に

➢ 地方自治体＝徴税に係る業務の軽減⇒人員の節約・労働時間の短縮に繋がる

□ 現行: 賦課課税＝自治体に責任⇒現年所得: 申告課税＝納税者に責任

➢ 外国人等住民の流動性に対応

✓ 所得が生じる現年に課税することで、取りはぐれが減少

□ 現行: 翌年に納税者が帰国、転居、転職(＝源泉徴収事業者の変更)等をしていると適正な課税が困難に

37

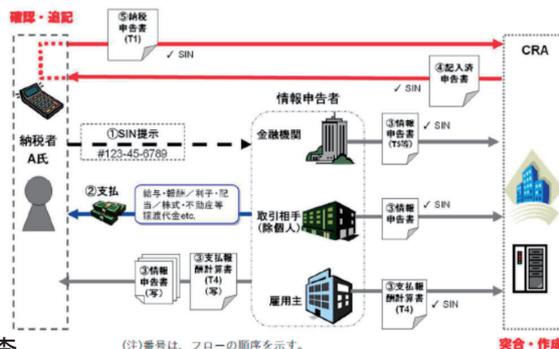
【事例(2)】カナダ

■ 個人所得把握のための情報申告書の例

- ・ 給与・利子・配当等の支払者は、カナダ歳入庁(CRA)に対して年1回情報申告書を提出することが必要となる(電子・紙とも可)。
- ・ CRAは、給与支払者等から入手した情報申告書の情報をもとに、My Accountを通じて、記入済納税申告書を作成して納税者に提供している。
- ・ 納税者は、税務当局が把握していないキャピタルゲインの取得原価、諸控除の適用に必要な情報等は自ら記入することが必要であるが、記入済納税申告書に加筆修正する形で納税申告を行うことができる。

■ 情報申告と納税申告書の突合、確認

- ・ CRAが保有する情報申告書に係る情報と、納税者が提出する納税申告書はCRAにおいてSINによって突合され、申告漏れ等を把握する。
- ・ 納税者は、My Accountを通じて情報申告書に係る情報、納税額、税額控除等を確認することができる。
- ・ CRAは、給与支払者等から入手した情報申告書の情報をもとに、My Accountを通じて、記入済納税申告書を作成して納税者に提供している。
- ・ 納税者は、税務当局が把握していないキャピタルゲインの取得原価、諸控除の適用に必要な情報等は自ら記入することが必要であるが、記入済納税申告書に加筆修正する形で納税申告を行うことができる。



令和3年東京都主税局委託調査

「個人所得課税の所得再配分機能強化に向けた所得情報の活用状況等に関する各国調査委託報告書」

38

超過課税の状況

ア 超過課税実施団体数 (令和4年4月1日現在)

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割

37団体

〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

所得割

1団体

〔神奈川県〕

法人均等割

35団体

〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

法人税割

46団体

〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税>

8団体

〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割

2団体

〔神奈川県横浜市、兵庫県神戸市〕

所得割

1団体

〔兵庫県豊岡市〕

法人均等割

390団体

法人税割

1,015団体

<固定資産税>

151団体

<軽自動車税>

14団体

<鉱産税>

30団体

<入湯税>

12団体

〔北海道釧路市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道上川町、北海道東川町、北海道札幌市、北海道洞爺湖町、三重県桑名市、大阪府箕面市、岡山県美作市、山口県長門市、大分県別府市〕

イ 超過課税の規模 (令和3年度決算)

○ 道府県税

道府県民税	個人均等割	(37団体)	250.8億円
	所得割	(1団体)	27.6億円
	法人均等割	(35団体)	103.7億円
	法人税割	(46団体)	1,487.4億円
法人事業税		(8団体)	1,688.9億円
道府県税計			3,558.5億円

○ 市町村税

市町村民税	個人均等割	(2団体)	20.7億円
	所得割	(1団体)	0.5億円
	法人均等割	(390団体)	169.2億円
	法人税割	(1,013団体)	3,602.8億円
固定資産税		(151団体)	341.8億円
軽自動車税		(14団体)	2.2億円
鉱産税		(30団体)	7百万円
入湯税		(13団体)	2.2億円
市町村税計			4,139.6億円

超過課税合計	7,698.0億円
--------	-----------

※ 地方法人二税の占める割合: 91.6%

(注) イの表中における団体数は、令和3年4月1日現在。

39

参考: 中央決算システム (Centralized deduction)

源泉徴収からCDへ

源泉徴収の責任・徴収のタイミングの転換

雇用主から提供される被用者の情報(扶養家族の有無など)をベースに課税額・給付額を算出
⇒支払い時に徴収・給付

プラットフォームとしての中央決算システム

雇用主

賃金払い

社会保障基金

国税

地方税

課税庁(国税庁)

例: 英国のリアルタイム情報システム改革案

税・社会保険料等の支払い

勤労税額控除等の給付

中央決算システム

被用者

可処分所得

40

税務情報と給付

41

- フリーランスの人数は、定義によって異なる。内閣官房による統一調査(2020年実施)によると、本業214万人、副業248万人で合計462万人と試算されている。

	内閣官房による統一調査 (関係省庁連携)	内閣府	中小企業庁	厚生労働省
対象	「フリーランス」 ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	「フリーランス相当」 ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	「フリーランス」 ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	「雇用類似の働き方の者」 ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を常時使用していない ③個人事業主等で店主ではない ④農家や漁業者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む
フリーランスの 試算人数	462万人 (本業 214万人/副業 248万人)	341万人 (本業178~228万人/副業112~163万人) ※なお定義の異なりにより305~341万人と 概をもって推計	472万人 (本業 324万人/副業 148万人)	367万人 ※①~④に該当する者を試算したもの
サンプル	144,342人	50,000人	62,415人	18,377人
調査 期間	2020年2月10日~3月6日	2019年1月28日~3月4日	2019年1月11日~1月31日	2019年1月15日~2月21日
調査主体	内閣官房 日本経済再生総合事務局	内閣府政策統括官 (経済分析担当)	リクルートワークス研究所	(独) 労働政策研究・研修機構

(出所) 内閣官房日本経済再生総合事務局(2020)「フリーランス実態調査結果」

格差是正の手法

- 其の1:トリクルダウン＝市場を通じた所得移転

□豊かになった個人・企業は消費・投資を通じて他の個人・企業に恩恵を及ぼす

✓アベノミクスはトリクルダウン型？

- 其の2:課税と給付＝政府を通じた所得移転(再分配)

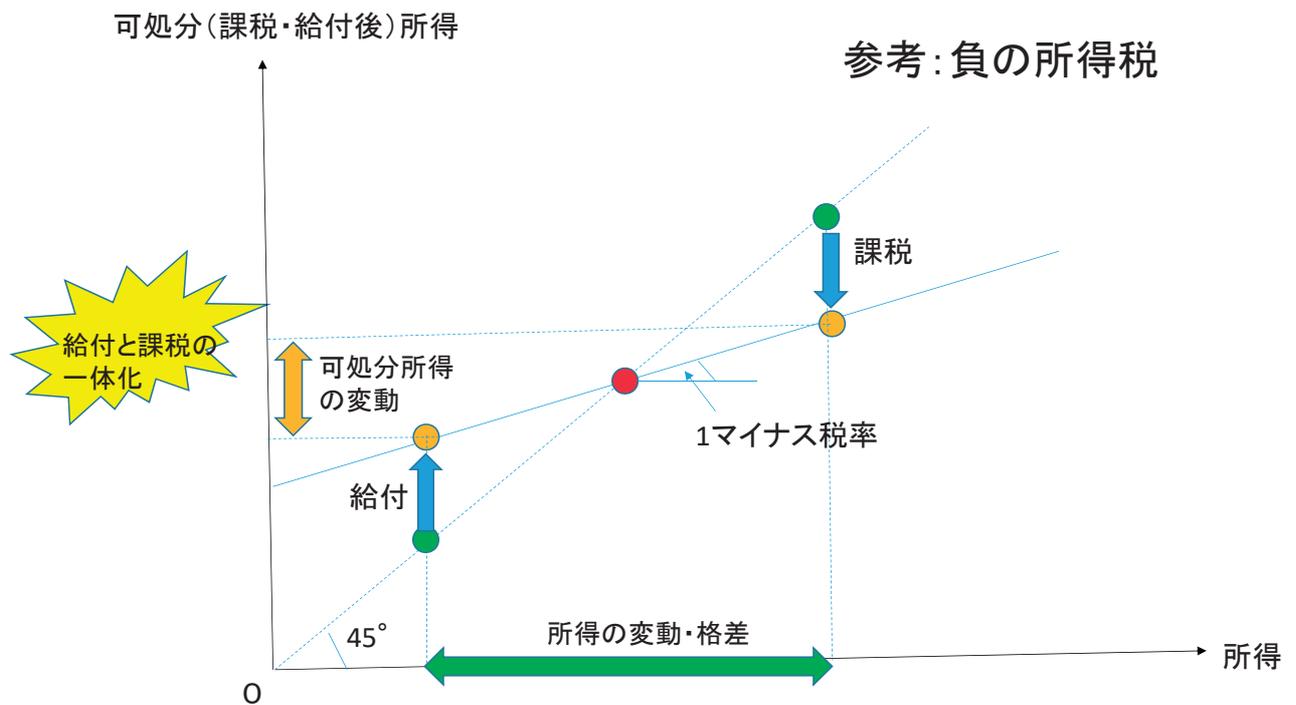
□所得・利益のある個人・企業に課税をして、低所得の個人に給付(例:生活保護、社会保障給付、公共事業による仕事の創出)⇒経済成長にマイナス要因・・・

- 其の3:自立の支援＝「頑張る個人に報いる仕組み」

□低所得でも就労している個人に対する支援:例＝勤労税額控除・ユニバーサルクレジット(英国)

✓我が国では勤労世代に支援する給付(所得移転)がない・・・⇒税制・社会保障制度改革

43

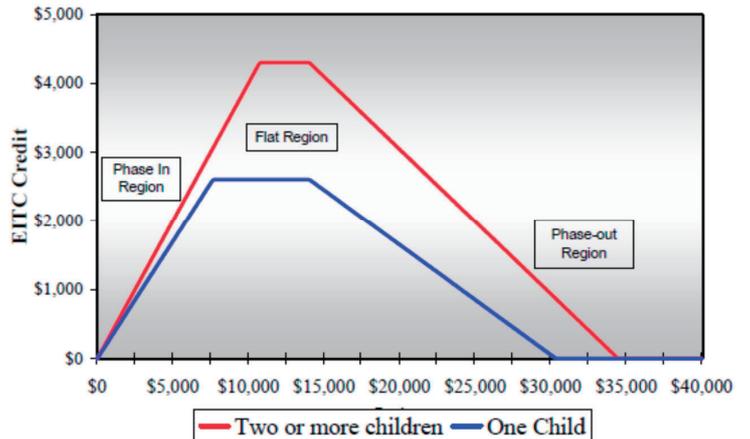


44

支援と就労を両立させる仕組み

- 給付付き勤労(稼得所得)税額控除＝働く低所得労働者(ワーキング・プア)を支援する⇒働く気＝誘因(インセンティブ)を損なうことなく、格差を是正する
- ✓再分配は低所得者を「弱者扱い」するためではない・・・⇒経済成長の担い手を育成・支援する
- 世界の取り組み
 - 米国＝稼得所得税額控除
 - 英国＝勤労税額控除(ユニバーサルクレジットに移行中)
 - ✓求職者・職業訓練を受けている失業者への支援もあり

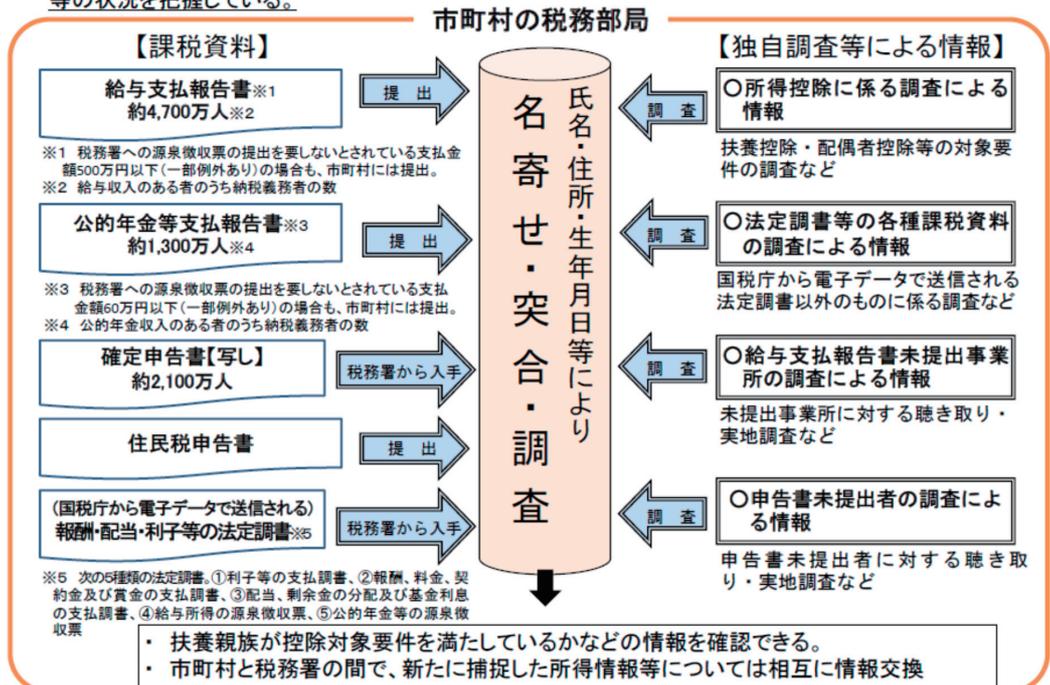
米国の稼得所得税額控除＝低所得勤労者への給付(2004年)



出所: Blundell and Shephard(2007)

45

○ 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

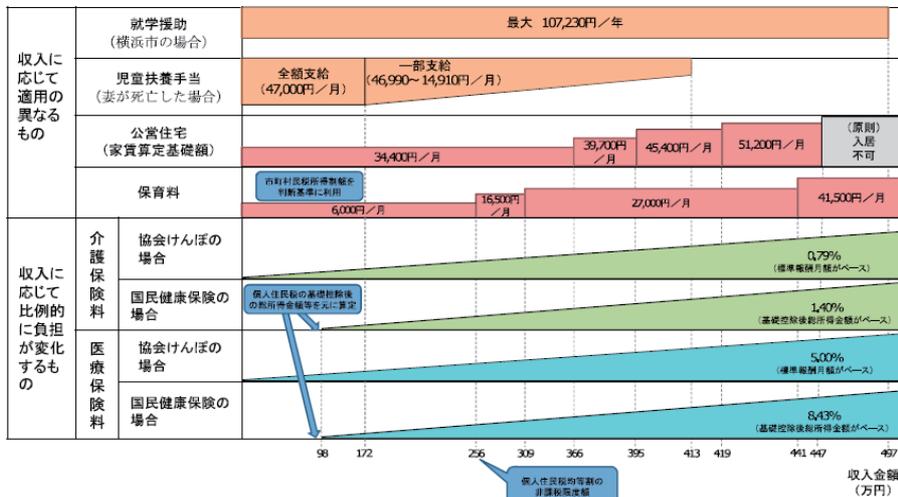


5

46

所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(1/2)

給与所得者のケースのイメージ



(注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。
 (注2) 平成27年4月時点ベースで作成。
 (注3) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合、また、生活保護世帯の場合は0円となる。
 (注4) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。
 このほか(保険料(均等割)(介護分:14,700円/年、医療分:44,700円/年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

出所:政府税制調査会

47

地方税法における守秘義務の基本的な考え方

- 地方税に関する事務に従事する者は、その職務を遂行する過程において、私人の秘密を知り得る地位にあることから、地方税法第22条において、当該私人の秘密を保護するために、地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事する者に対して守秘義務を課しており、地方税関係情報の秘密漏えいについては、地方公務員法上の守秘義務(第34条)よりも罰則を加重している。
 ※ 地方公務員法上の守秘義務違反に係る罰則(第60条第2号):一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
 ※ 地方税法上の守秘義務違反に係る罰則(第22条):二年以下の懲役又は百万円以下の罰金
- 「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実をいう。
- また、私人の秘密が守られない場合には、納税者の税務行政に対する信頼と協力が得られず、税務行政の円滑な運営が確保できないおそれがあることから、地方税法上の守秘義務については、厳格な運用が求められる。

(総則逐条解説参照)

(書類の電子化と税務情報の活用)

コロナ禍で生活様式が変容した背景には、リモートワークの浸透とDX(デジタル・トランスフォーメーション)の進展に加え、政府主導で進めた押印廃止などによる行政手続きのオンライン化の流れもあります。諸外国では、税務行政の電子化や行政機関同士の情報連携は、納税者、雇用主、行政当局にとって手続きに係る負担を軽減することで、社会全体としての生産性の向上につながるものとして実施されています。このことは、当局が税務情報を即時に把握することで、雇用主の手続き上の負担を緩和するとともに、プッシュ型の対応を含め、行政側が迅速な給付を行うことを可能にしています。

(所有者不明土地や空き家への対応)

この他、固定資産課税台帳の情報は、本来、地方税法上の守秘義務の対象となりますが、所有者不明土地対策等をはじめ、各種行政課題の解決に資するため、固定資産課税台帳情報の提供を可能とする法制上の措置が近年講じられています。

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題」(令和5年6月)

49

地方税情報の提供が許容される場合

【地方税法に規定がある場合】

- 地方税法上に情報開示・提供の規定があり、当該規定に基づき提供する場合
(地方税法上の情報開示・提供の規定)
 - ・市町村による所得の計算結果の税務署長への通知(第317条)
 - ・登記所との相互の情報提供(第382条、第422条の3)

【本人が情報提供について同意している場合】

- 申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合には、その本人と行政機関との間で当該情報は「秘密」ではないと考えられることから、税情報の提供が許容される。
(申請に基づく事務であり、本人の同意がある場合に税情報を提供している例)
 - ・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務

【他法令に資料請求権等の規定がある場合】

- 他法令の規定に基づき、情報提供を求められた場合、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序との整合性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を基本としつつ、提供が可能と解されている事例がある。

<報告義務があるもの>

- ・公営住宅法による公営住宅の入居者の収入状況(第34条)
⇒本人が報告を行う義務があり、当該行政機関に情報が伝わることは「秘密」として保護されるべき位置づけにならない

<公益性が高く、税以外の代替手段がないもの>

- ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第8条に基づく土地の所有者等の情報(第8条)
⇒公益的な必要性が高く、所有者の把握が困難で、税情報以外の代替手段では十分に目的を達成できないと認められるもの

一 特定公的給付制度の概要

特定公的給付

個別の法律の規定によらない公的給付のうち、**国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの**として内閣総理大臣が指定。（口座登録法第10条）

【指定実績】	2021年5月19日	子育て世帯生活支援特別給付金	} 94件指定済
	2021年6月25日	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	
	2021年12月6日	子育て世帯への臨時特別給付（15歳以下分）	
	2021年12月21日	子育て世帯への臨時特別給付（16～18歳・新生児、クーポン）	
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金	
	2022年6月1日	子育て世帯生活支援特別給付金	
	2022年6月30日	山梨県生活困窮者緊急生活支援金	
	2022年7月29日	地方公共団体における独自給付15件	
	2022年8月31日	地方公共団体における独自給付33件	
	2022年9月30日	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	
		地方公共団体における独自給付21件	
	2022年10月31日	地方公共団体における独自給付17件	

1. 給付金の支給要件確認等のために必要な情報（例えば地方税情報）を、**給付金の事務のために取得・利用**することができる。

➡ **支給対象者の大宗をあらかじめ特定し、申請不要で支給**を行うことも可能となる。

2. 上記の情報を**個人番号（マイナンバー）**を利用して管理することができる。

➡ **申請者個人を一意に特定することが可能**となり、給付事務における照合作業が簡素化。

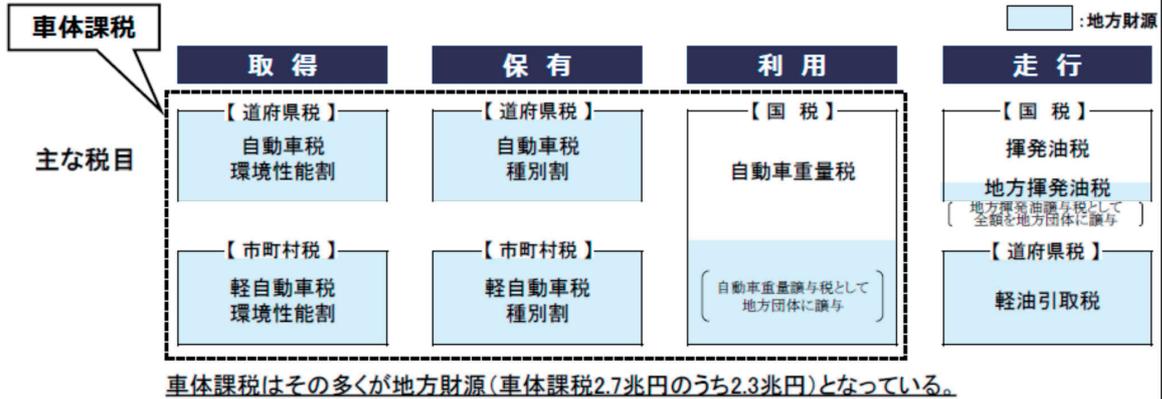
51

地方税改革：車体課税

52

自動車に対する課税関係

○ 自動車に関しては、取得、保有、走行、各段階において総合的な課税を行うことにより、全体として適切な税負担が実現されている。



出所: 政府税制調査会

53

「令和3年度与党税制改正大綱」のポイント等

〔 令和2年12月10日
自由民主党・公明党 〕

第三 検討事項

- 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

54

中長期の見直し

- 車体課税の**パラダイムシフト**

- 保有段階の課税(自動車税・軽自動車税)から利用段階での課税(環境税・ロードプライシング)へ

- 国税・地方税の**グリーン化**

- エネルギー消費全体を課税対象とする環境税(国・地方の共有税)の構築

- 揮発油税の一部税源移譲・譲与税化は自動車税(環境性能割)に代わるグリーン化の第一歩

- ✓ 例:デンマーク「炭素税」、英国「気候変動税」⇒**車体課税から環境税へ**の税体系のシフト

- **ICT技術を活用**した道路の利用に対する料金賦課

- 狙い=①道路の混雑緩和と②道路利用への受益者負担の徹底

- ✓ 例:英国・スウェーデンの道路料金

55

車体課税の「近代化」?

	成り立ち
自動車取得税 (昭和43年創設)	● 地方道路整備の緊急性から、自動車の取得の際の 担税力 に応じて負担
自動車税 (昭和15年創設)	● 自動車を所有している事実に基づく 担税力 及び道路損傷負担の両面から、所有者に税負担
軽自動車税 (昭和33年創設)	

- 担税力を**排気量**=エンジンの大きさを測定
⇒「外形標準的」資産課税・・・
- ✓ 他の税制では担税力は所得、資産、消費などの**価値**(金額)でもって測られる

- 自動車を所有している事実に基づく**担税力**
⇒**奢侈品**としての自動車

新しい経済環境への適応

課税根拠	課税ベース	
自動車保有=担税力ではない	車は奢侈品ではない=資産課税からの転換	
新しい課税根拠	環境税	排気量(CO2)
	道路損傷負担	重量?

56

諸外国の自動車税

国	ドイツ						イギリス				フランス			
税	取得時	保有時				走行時	取得時	保有時		走行時	取得時	保有時	走行時	
税金名	VAT	ガソリン・ディーゼル車			電動車	エネルギー税	VAT	自動車物品税	自動車物品税の追加課税	炭化水素油税	VAT	登録税	乗用車税	燃料税
		09年以降登録車	09年以前	CO2排出量に応じた課税										
基準課税	購入金額	排気量	CO2排出量	燃料タイプ+排ガス性能	車体重量	燃料の種類	購入金額	CO2排出量	車体価格	燃料の種類	購入金額	馬力	CO2排出量	燃料の種類
税額・税率	標準税率 19%	2~9.5 (€/100cc)	基準値 超 過分 2 (€/1g/km)	6.75~ 37.58 (€/100cc)	€5.625 ~6.390 (10年間免税)	47.00 ~65.50 (€/100l)	標準税率 20%	£0 ~2,000	£310 ~450	62 ~129.9 (€/100l)	標準税率 20%	€27 ~51.2 +別枠の別減税	€160	10.85 ~65.94 (€/100l)

出所: 経済産業省資料

57

所有から利用への変化

- 新しい経済環境 = 若者の「自動車離れ」とライドシェア(海外の例: ウーバー)の普及 ⇒ **所有から利用への転換**
- 新たな課税根拠
 - (1) 環境への配慮 + (2) 道路の利用(に伴う摩耗)に対する対価 ⇒ 取得・保有段階ではなく、利用に対する課税・料金
 - ✓ 利用されない(車庫で眠った)自動車は大気汚染も道路の摩耗も起こさない……
 - ✓ 電気自動車はエコではない…… ⇒ 電源からCO2を排出(例: 火力発電所)
 - 化石燃料に加えて電気使用を含む環境税
 - ✓ 例: デンマーク「炭素税」、英国「気候変動税」 ⇒ **車体課税から環境税へ**の税体系のシフト
 - 応益負担 = ICT技術(GPS等)を活用した道路の利用に対する料金賦課
 - ✓ 例: 英国の道路料金

58

「令和3年度与党税制改正大綱」のポイント等

〔 令和2年12月10日
自由民主党・公明党 〕

第三 検討事項

- 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

ロード・プライシングの例

表 ロンドンにおける都心部自動車流入抑制施策の概要

エリア	ロンドン都心部
料金	10.5～14 イギリスポンド（約1,500～2,000 日本円、2017年2月時点）
時間帯	平日午前7時～午後6時
対象車	中心部へ流入するすべての車両（減免対象あり）
実施時期	2003年2月～

表2 ロンドンとストックホルムの比較

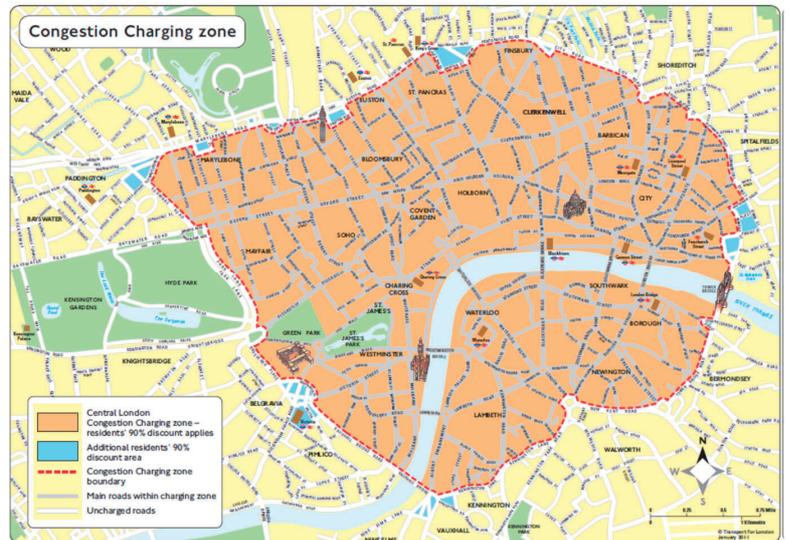
	ロンドン	ストックホルム
課金の目的	渋滞対策	渋滞対策、環境対策
課金方式	カメラ	カメラ
路側器の設置状況	路側の支柱にカメラを設置	門型の設備にカメラを設置
課金の時間帯	午前7時～午後6時	午前6時30分～午後6時30分
課金の金額	1日8ポンド≒1,200円 （1ポンド=150円換算）	時間帯によって可変 10～20クローナ≒130～260円 （1クローナ=13円換算）
支払い方法	インターネットによるカード*支払い 携帯電話による支払い コンビニエンスストアでの支払い 事前申告による郵便支払い	口座引き落とし インターネットによるカード*支払い コンビニエンスストアでの支払いなど

欧州における道路課金の最新の動向

<https://www.hido.or.jp/auth/trab/tokusyu13-20>

実施方法

エリア周縁にカメラを設置し、読み取ったナンバープレートから所有者に対して請求



ロンドンの混雑税 = 平日（月～金）の7:00AM～6:00PMの間にCCエリア内に車にて入りと1日1台につき£ 11.50

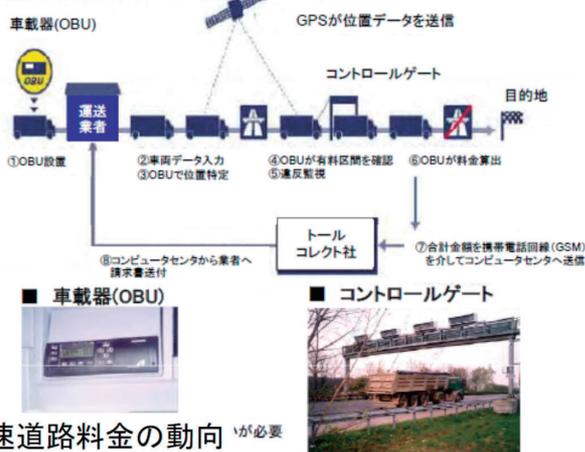
図3 ナンバープレート読み取りカメラ

61

ドイツにおける重量貨物車の対距離課金

- 1926年以降、ドイツのアウトバーンは無料で建設・管理してきたが、1995年に道路修繕費用の負担を目的にピニエツ方式の課金制度を導入。(2005年に無線方式の対距離課金体系に移行)
- 2007年1月、課金回避のため、トラックが迂回したことで大幅な交通の増加が認められた全国的道路※の一部路線にも課金を実施。 ※高速道路と並行し、高速道路に類似した規格で、時間的に同様の効率性がある道路
- 2011年7月の連邦長距離道路課金法の改定により、今後、一定の条件(4車線以上、4km以上の区間、アウトバーンに直結等)を満たす連邦道路(対象距離:約2,000km)にも課金が可能となった。

自動料金収受システムの概要



諸外国における高速道路料金の動向が必要

出典: Neubau und Erweiterung von Bundesautobahnen - Stand: 1. Januar 2008

6 62

表1 主な欧州道路課金の概要
(ECMT : European conference of Ministers of Transport 資料参照)

項目	オーストリア	ドイツ	スイス	ロンドン	ストックホルム	オランダ (トライアル)
対象車両	重量車 (3.5t以上)	重量車 (12t以上)	重量車 (3.5t以上)	全車両 (一部車両は免除)	全車両 (一部車両は 免除)	全車両
主な課金 目的	自動車道の拡張・運 用費用	自動車道の拡張・ 運用費用 維持管理	重量車通行の制限	渋滞対策	渋滞・環境対策	渋滞対策 課税公平化 維持管理
対象道路網	自動車道路 (若干の 高速国道を含む)	自動車道路 (若干の 高速国道を含む)	全道路	都市中心部の全道路	都市中心部の全道路	全道路
課金の種別	距離課金	距離課金	距離課金	コードン課金	コードン課金	距離課金
適用技術	DSRC	GPS/GSM (GNSS/CN)	DSRC/GPS/ タコグラフ	ANPR	ANPR	GPS/GSM (GNSS/CN)
課金額	0.27 € / km	0.12 € / km	0.67 € / km	8 € / day	2.7 € / day	未定
年間収入	770百万€	2,860百万€	800百万€	275百万€	80百万€	未定
運用コスト 収入	9%	16% (建設費等を含む)	4%	48%	25%	未定

※ DSRC : Dedicated Short Range Communications 狭域通信
 ※ GSM : Global System for Mobile Communications デジタル携帯電話の無線通信方式の一つ
 ※ CN : Cellular Network セルラーネットワーク
 ※ ANPR : Automatic Number Plate Recognition 自動ナンバープレート認識

欧州における道路課金の最新の動向

<https://www.hido.or.jp/auth/trab/tokusyu13-20>

63

再掲: 地方税の現代化

従前	地方税の現代化
自治体の限られた徴税能力を前提に「簡便性」を重視した課税	デジタル(ICT)技術を最大限活用した徴税
法人税の分割基準＝従業員数・事業所数	経済価値に応じた分割基準
自動車税＝エンジンの大きさ(排気量)に応じた課税	自動車の「利用」に応じた課税
個人住民税＝前年所得課税(賦課課税)	収入をリアルタイムに捕捉した現年所得課税(源泉徴収・申告納税)

64

第2回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（堀場座長）

議事概要

【日時】令和5年11月17日（金）18:00～19:30

【出席者（学識委員）】

堀場座長、中井座長代理、赤井委員、木村委員、國崎委員、佐藤委員、西川委員、橋本委員、林委員、御船委員、望月委員

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
「デジタル時代の地方税の課題とあり方」
- 3 閉会

【議事概要】

「デジタル時代の地方税の課題とあり方」

（1）説明

発表資料に基づき、佐藤委員より説明。

（2）質疑応答

○ 日本においてプラットフォームとしての中央決算システムを設けるとすると、どのような運営主体とすることが考えられるか。

→ イギリスの場合はプラットフォームを政府内（関税歳入庁）に設けているが、国が所得情報を集約すべきではないということであれば、外郭団体に設けるというのも一案かと思う。行政コストの観点からも、現在は各自治体が課税資料の提出を受けて作業を行っているため、プラットフォームで一元的に作業を行うことで、コスト削減を図ることができると考える。

プラットフォームの運営主体としては、決済機関である銀行があり得るのではないかと考えているところ。お金は勤務先の口座から個人の口座に移るのであって、各銀行口座に付番がなされていれば、その口座主情報を

住民基本台帳情報と接続することによって、所得情報やそれに基づく源泉徴収額、地方税の納付先団体等を一元的に管理、作業できるのではないかと考える。

- 日本の徴税システムが非効率であるという認識を前提に、システム改革により「使いやすい」ものにすると、給付施策が増え財政規律の緩みにつながるのではないかと考える。
- 非効率なシステムであるからこそ、ターゲットを絞ることが出来ず、「ばらまき」と言われる政策が行われる。新型コロナウイルス感染症対応でも、持続化給付金や雇用調整助成金、一律 10 万円給付や住民税非課税世帯等への給付など、経営や生活に影響を受けることが想定される主体に対し、総花的な給付施策がとられたところ。
- プラットフォームの設立による現年課税の実施のハードルが高い場合、ICTを活用するなどして、現在よりも所得確定を早めるというのは可能なのか。
- カナダにおいては、連邦と州との間の租税徴収協定 (Tax Collection Agreement) により、連邦税と収税の一部について徴収が一元化されているが、これは源泉徴収の度に事業者が自治体に納めるのは事務負担が大きいことを踏まえ、当該年度分の地方税収相当額は国が自治体に仮払いし、翌年度以降に精算するという仕組みであり、納税者が税を納める行為と、自治体に対して事業者が税を納める行為を分けることができる。つまり所得の確定を早めるのではなく、国・自治体間の徴税業務や支払の仕組みを変えることにより、現年課税と同様の効果を実現させるというもの。
- 収集した税務情報を分析し、「使える」情報に転換する組織が必要だと思えるかどうか。連邦制をとっているカナダは、そのような情報を各州から収集し、統一化したうえで行政に活用することのできる情報にする機関が設置されている。日本においては、経年的なデータであっても、予算の都合によりデータの収集・分析を合理化、廃止するなどの事例があるが、そのような事情によりデータの収集・分析の実施が左右されるのは望ましくな

い。

→ 同意する。データベース化は必要であり、「統計庁」のような組織を設けることは一案だと思う。その組織に、税務情報だけではなく政府関係の統計情報を全て集めるのはどうか。現在、厚生労働省はレセプト情報を収集しているが、レセプト情報のみでは医療情報しかわからない。税務情報、所得情報と結合させることができれば、所得状況と医療行為、介護状況などをリンクさせて分析することが可能である。

税務情報は正確性が高く、限りなく悉皆に近い重要なデータである。国の実態をつかむための、いわば「公共財」であって、収集・分析を一元化する組織において匿名化等の処理を行った上で一般も活用可能とすることにより、行政のみならず、学術分野における活用も広がるものとする。

